



第2次守口市地域福祉計画



案

もくじ

第 1 章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 地域福祉計画とは.....	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画策定の体制	4
5. 計画の期間.....	5
第 2 章 本市の状況	6
1. 人口、世帯等の状況.....	6
2. 福祉に関わる状況.....	8
3. アンケート調査からみる状況	11
4. 本市を取り巻く現状と課題	19
第 3 章 計画の考え方	21
1. 計画の基本理念	21
2. 計画の基本目標	21
3. 第 1 次計画の重点プロジェクトと今後の展望.....	22
4. 施策体系.....	23
第 4 章 施策の展開	24
基本目標Ⅰ 福祉サービスを安心して利用できるための仕組みづくり	24
基本目標Ⅱ 地域福祉を生み出す仕組みづくり	30
基本目標Ⅲ 地域福祉を育てる仕組みづくり	33
基本目標Ⅳ 地域福祉をつなげる仕組みづくり	36
第 5 章 計画の推進	41
1. 計画の進行・管理.....	41
2. 計画の見直し.....	41
資料編	42
1. 用語解説.....	42



第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

少子高齢化の急速な進行により単身世帯や高齢者世帯が増加する中で、地域住民のつながりや助け合いの意識の希薄化が進み、かつてあったような住民相互の支え合いといった「地域の力」が低下してきています。

また、子育てに悩む保護者の孤立、子どもや高齢者、障害者のような社会的弱者に対する虐待やいじめ、ひきこもり、孤独死及び自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。

こうした生活上の問題の解決や、日常生活における自立を支援するにあたり、行政による福祉サービスだけでは対応が難しいことも多くあります。

そのため、子どもから高齢者まで、市民の誰もが、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせる基盤づくりが求められています。

本市では、平成20年に「守口市地域福祉計画」（以下、「第1次計画という」）を策定し、「地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、住んでよかったと思える地域の実現に向けて」を基本理念に掲げ、市民との協働による地域福祉を推進してきました。その後、5年の経過により人口動態の変化など本市を取り巻く状況も変化してきています。

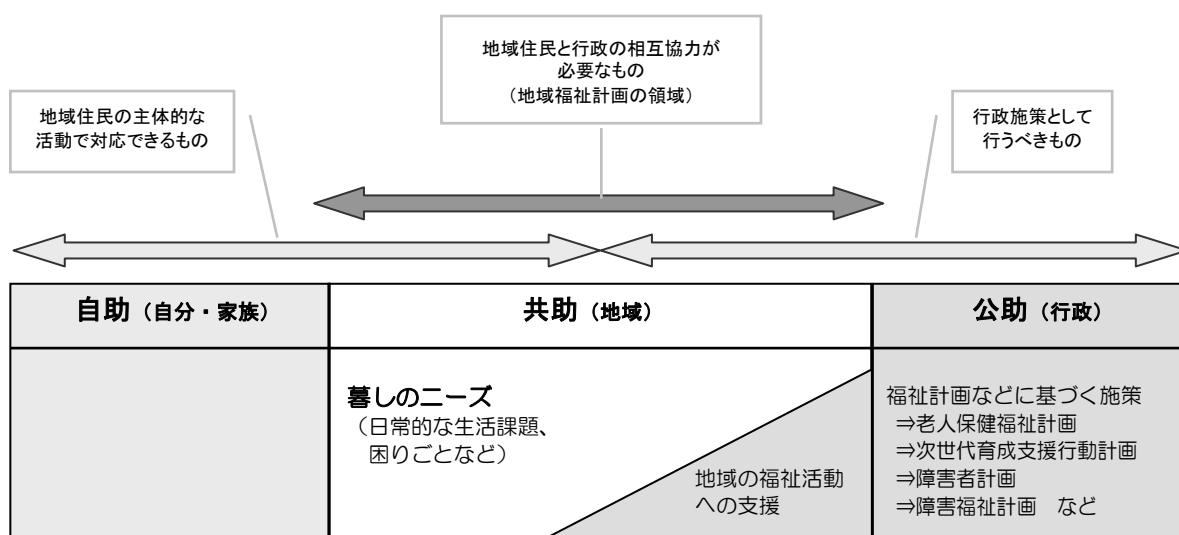
平成25年3月をもって第1次計画の計画期間が終了することから、第1次計画期間における地域福祉に関する各種施策や事業の実施状況等を踏まえた上で、平成29年度までを計画期間とする「第2次守口市地域福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定するものです。



2. 地域福祉計画とは

- 地域福祉計画とは、生活する地域に根差し、地域での人と人のつながりを大切にし、お互いを思いやり、助け合い、その人らしく自立した生活を送る仕組みを作るための計画です。
- 地域福祉では、市民、福祉関係団体、行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係を作り、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するため、年齢や障害の有無に関わりなく、地域に住むすべての人が、地域において、互いに助け合っていくことが重要です。

自助：個人や家族でできることは自分たちですること
 共助：地域において隣近所や友人、知人とお互いに助け合うことやボランティア、NPO※¹などにより支えること
 公助：支援を必要とする人やその家族などへの具体的な行政サービスの提供

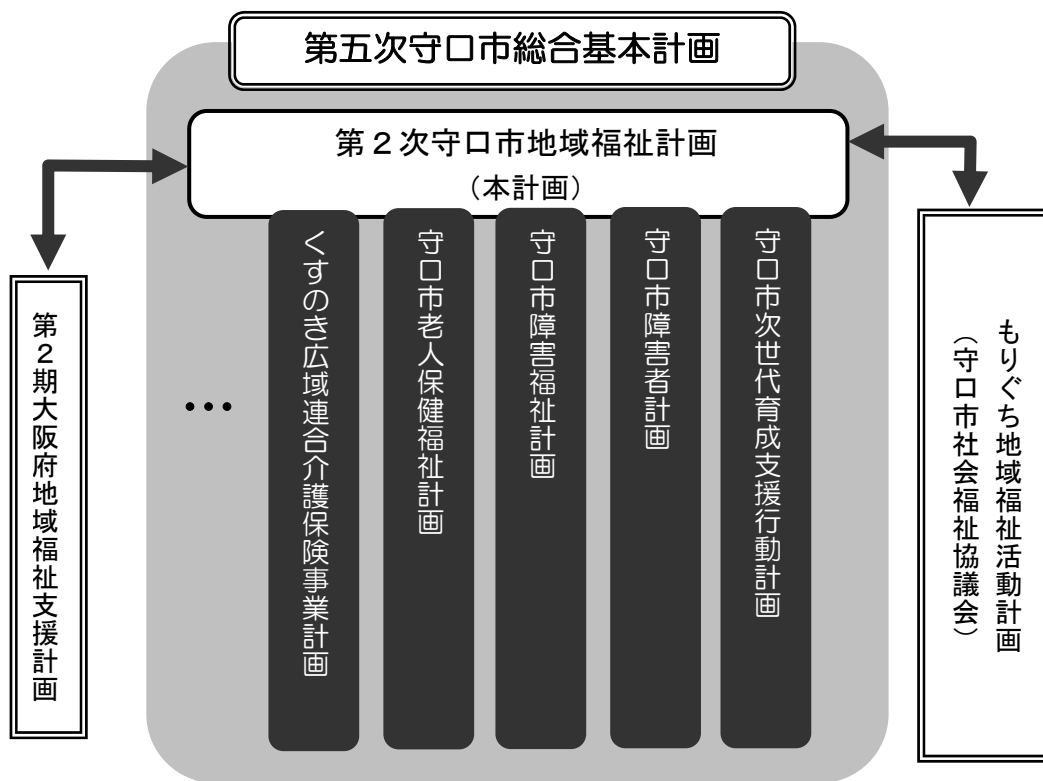




3. 計画の位置づけ

(1) 各計画等との関係

本計画は、「第五次守口市総合基本計画」を上位計画とし、対象別の「守口市次世代育成支援行動計画」「守口市障害者計画」「守口市障害福祉計画」「守口市老人保健福祉計画」および介護保険に関わる計画を定めた、くすのき広域連合^{*2}による「くすのき広域連合介護保険事業計画」、社会福祉協議会^{*3}による「もりぐち地域福祉活動計画」を関連計画として、それぞれに共通する地域福祉の理念を明らかにするとともに、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を定めるものです。





(2) 法的な位置づけ

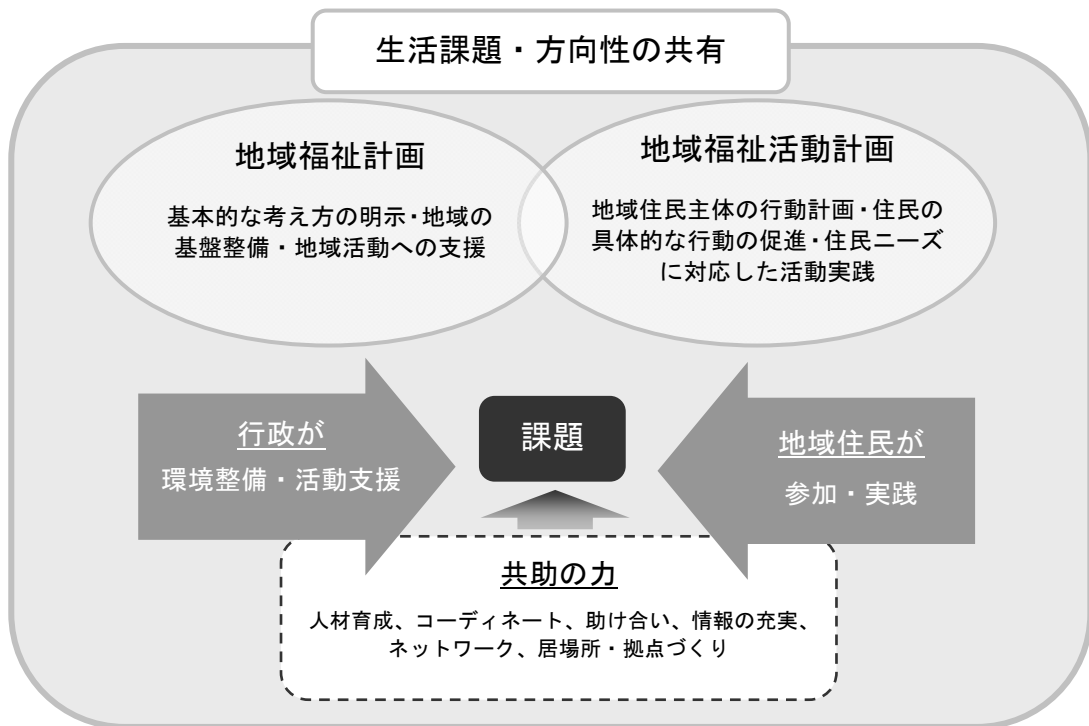
本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

(3) 地域福祉活動計画との関係

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉活動を計画的に進めていくための行動計画です。

地域福祉計画は、市民と行政の協働により実現をめざす地域福祉の理念と体制づくりの指針となるものであり、「地域福祉活動計画」の方向性を示します。

したがって、「地域福祉活動計画」は、本計画で掲げた基本理念や基本目標に達するための地域における福祉活動の実施計画であり、市と社会福祉協議会は、相互に連携を図り一体となって地域福祉を推進していく必要があります。



4. 計画策定の体制

本計画は、アンケート調査などにより、本市の地域福祉に関する実態やニーズの把握に努めるとともに、パブリックコメント（市民等の意見を募る手続き）を通じて広く市民の意見を求めました。

また、庁内の健康・福祉・教育・人権部門の関係者で構成する「地域福祉計画策定委員会」や市の地域福祉を支えてきた地域組織等の代表者、地域福祉の関係者や有識者、学識経験者等で構成する「地域福祉計画策定懇話会」において、計画原案に対する検討、調整を行いました。



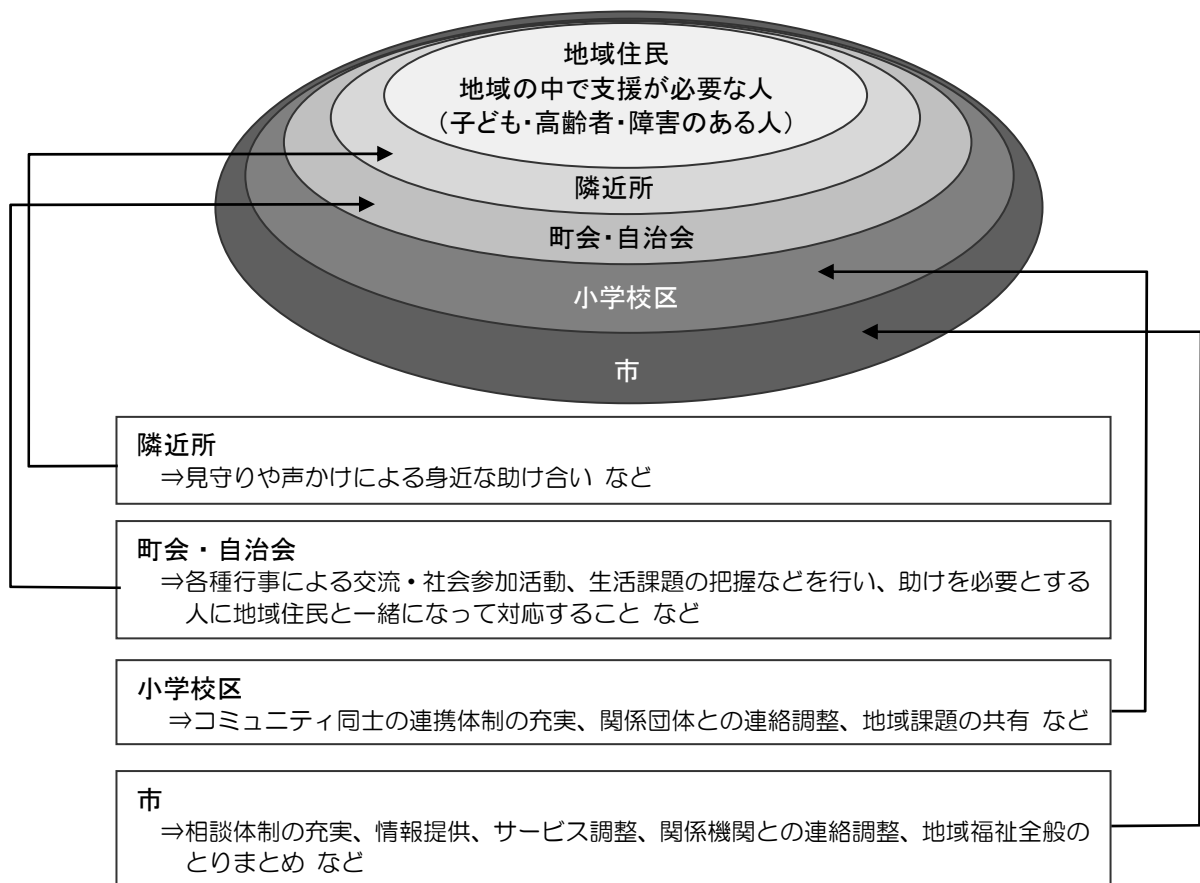
5. 計画の期間

本計画期間は、平成 25 年度から平成 29 年度の5年間とします。

6. 地域の範囲について

地域の捉え方は、「隣近所」や地域の活動単位である「町会・自治会」「小学校区」「中学校区」など様々あります。それぞれの地域では、期待される役割があり、その役割を担い、円滑に活動ができるように、地域福祉計画に基づいて支援を行っていくことが重要です。

本計画では、「小学校区」の範囲を、基礎単位の「地域」として捉え、地域福祉を必要とする人が適切な支援を受けられるように取り組みを進めます。





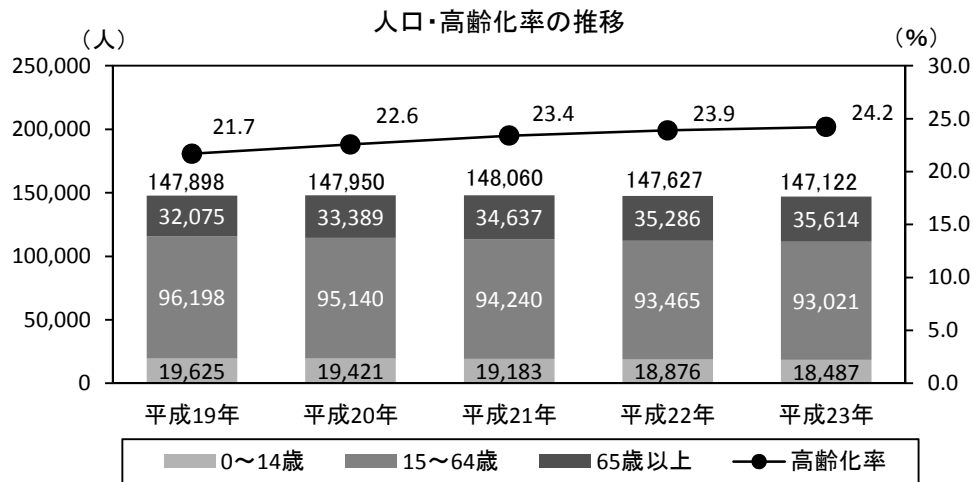
第2章 本市の状況

1. 人口、世帯等の状況

(1) 人口・高齢化率の推移

本市の人口の推移をみると、平成21年までは増加しており、平成22年以降は減少に転じています。平成23年では総人口が147,122人となっています。

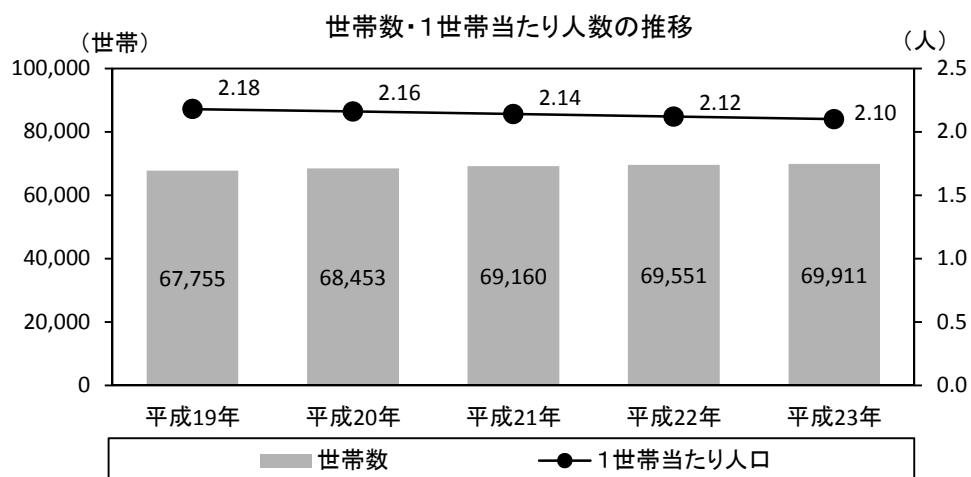
年齢階層別にみると、0～14歳と15～64歳は平成19年以降減少しています。一方、65歳以上は一貫して増加しており、平成23年の高齢化率は24.2%となっています。



資料：住民基本台帳及び外国人登録(各年10月1日現在)

(2) 世帯数・1世帯当たり人数の推移

世帯数の推移をみると、各年で増加しており、平成23年で69,911世帯となっています。一方、1世帯当たり人口は各年で減少しており、平成23年で2.10人となっています。



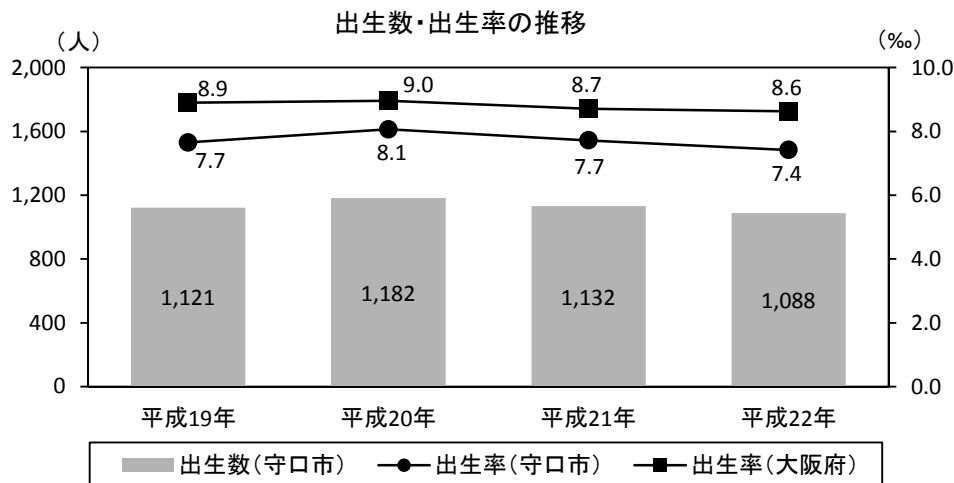
資料：住民基本台帳及び外国人登録(各年10月1日現在)



(3) 出生数・出生率の推移

出生数は平成19年から平成20年にかけて増加していますが、平成21年以降は減少に転じ、平成22年は1,088人となっています。

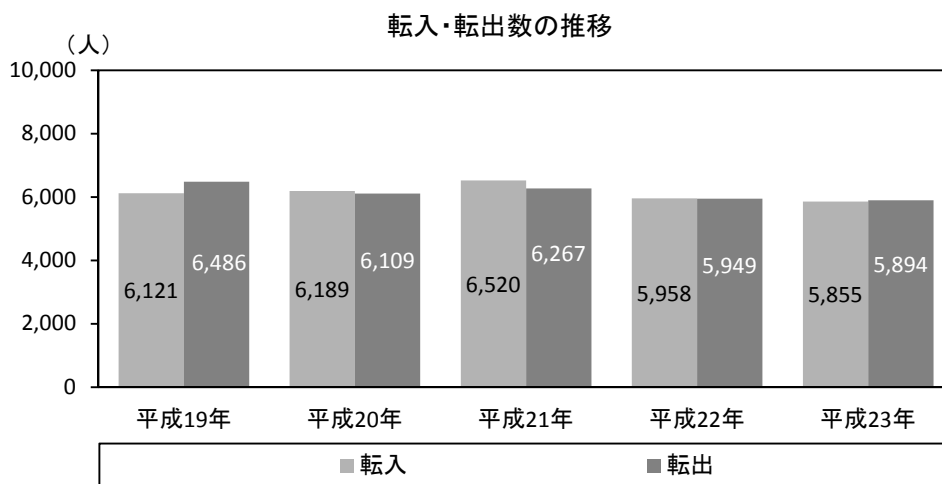
また、出生率（人口1,000人あたりの出生数）をみると、平成22年は7.4%となっており、大阪府の8.6%よりも低くなっています。



資料: 人口動態統計

(4) 転入・転出数の推移

転入・転出数は各年で拮抗しており、平成23年では転出のほうが39人多くなっています。



資料: 市民生活部市民課

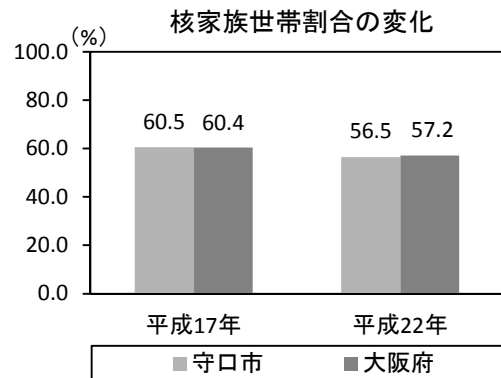


2. 福祉に関わる状況

(1) 核家族世帯割合の変化

一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成17年が60.5%、平成22年は56.5%となっており減少しています。

また、この傾向は大阪府も同様となっており、核家族世帯の割合も本市と同程度となっています。



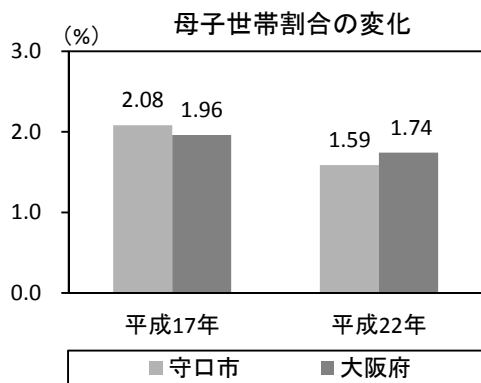
資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

(2) ひとり親世帯割合の変化

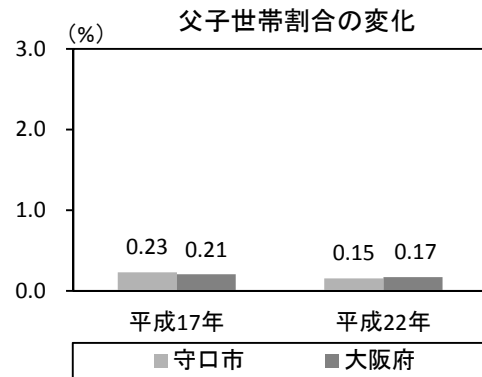
一般世帯に占める母子世帯の割合は、平成17年が2.08%、平成22年は1.59%となっており、減少しています。

同様に、父子世帯の割合も、平成17年が0.23%、平成22年は0.15%と減少しています。

また、この傾向は大阪府も同様となっており、母子世帯や父子世帯の割合も本市と大きな違いは見られません。



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

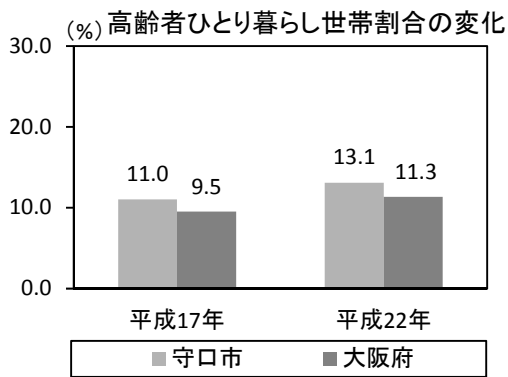


(3) 高齢者世帯割合の変化

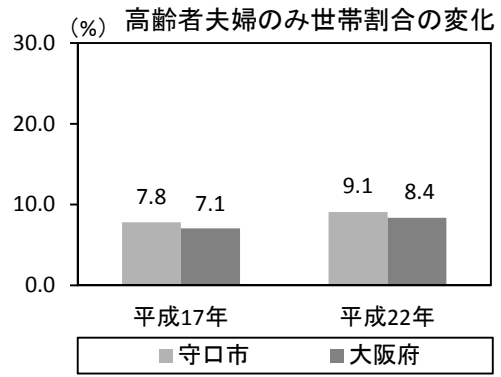
一般世帯に占める高齢者ひとり暮らし世帯の割合は、平成17年が11.0%、平成22年は13.1%となっており、増加しています。

同様に、高齢者夫婦のみ世帯の割合も、平成17年が7.8%、平成22年は9.1%と増加しています。

高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯ともに大阪府より高い割合で推移しています。



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

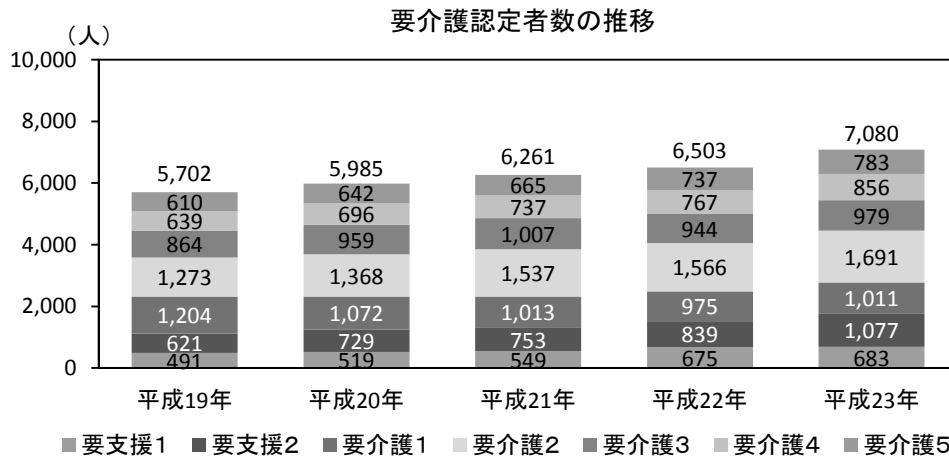


資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

(4) 要介護認定者の推移

要介護認定者数の推移をみると、各年で増加しています。

平成19年から平成23年までの伸びをみると、要支援2が1.73倍となっており、要介護認定者総数の1.24倍よりも大きくなっています。



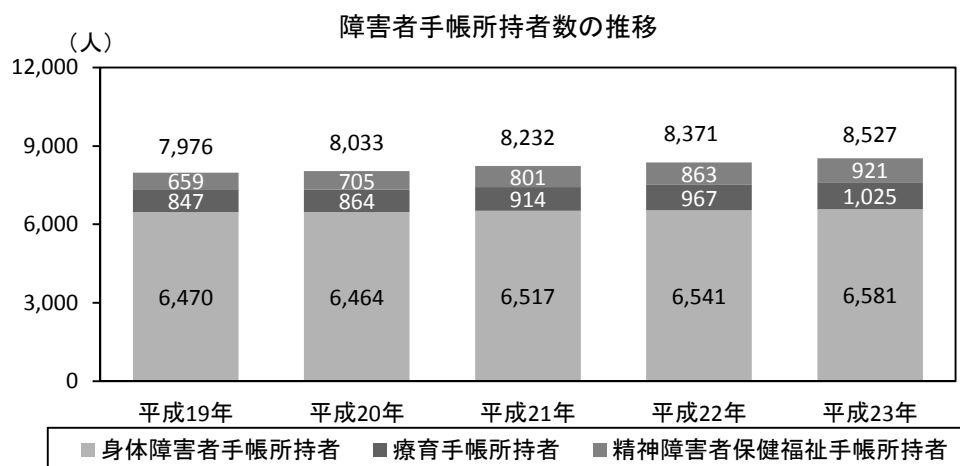
資料: 介護保険事業報告(各年10月1日現在)



(5) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、各年で増加しています。

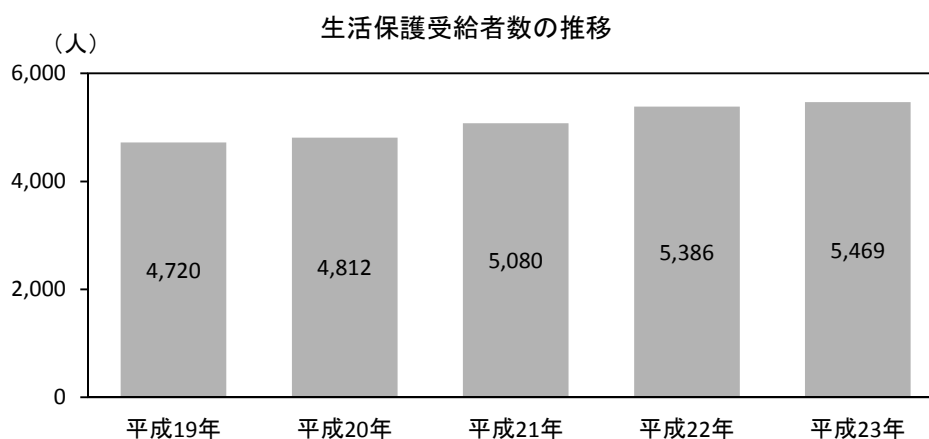
平成19年から平成23年までの伸びをみると、身体障害者手帳所持者は1.02倍、療育手帳所持者は1.21倍、精神障害者保健福祉手帳所持者は1.40倍となっており、所持している手帳の種類により伸びに若干の違いがみられます。



資料: 福祉部障害福祉課(各年度末現在)

(6) 生活保護受給者数の推移

生活保護受給者数の推移をみると各年で増加し、平成23年では5,469人となっています。平成19年と比較すると749人増加しています。



資料: 福祉部生活福祉課(各年度末現在)



3. アンケート調査からみる状況

(1) 調査の概要

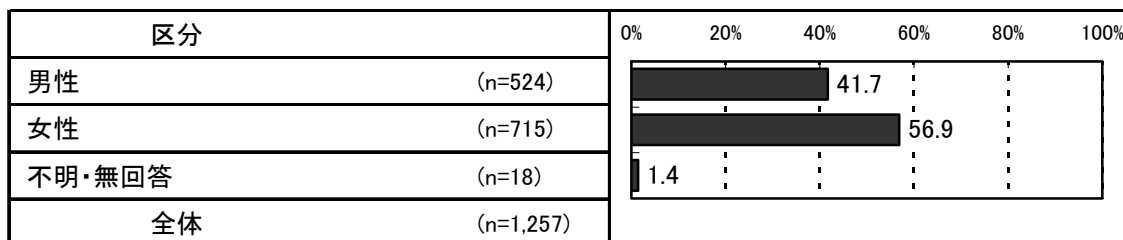
調査対象	守口市在住の18歳以上の市民3,000人
調査方法	郵送による配布、回収
調査期間	平成24年6月14日(木)から平成24年6月30日(土)
配布数	3,000票
回収数	1,257票
回収率	41.9%

※以下に掲載する図表中の「n」とは、集計対象者実数（あるいは該当対象者実数）をさしています。

(2) 本人や家族について

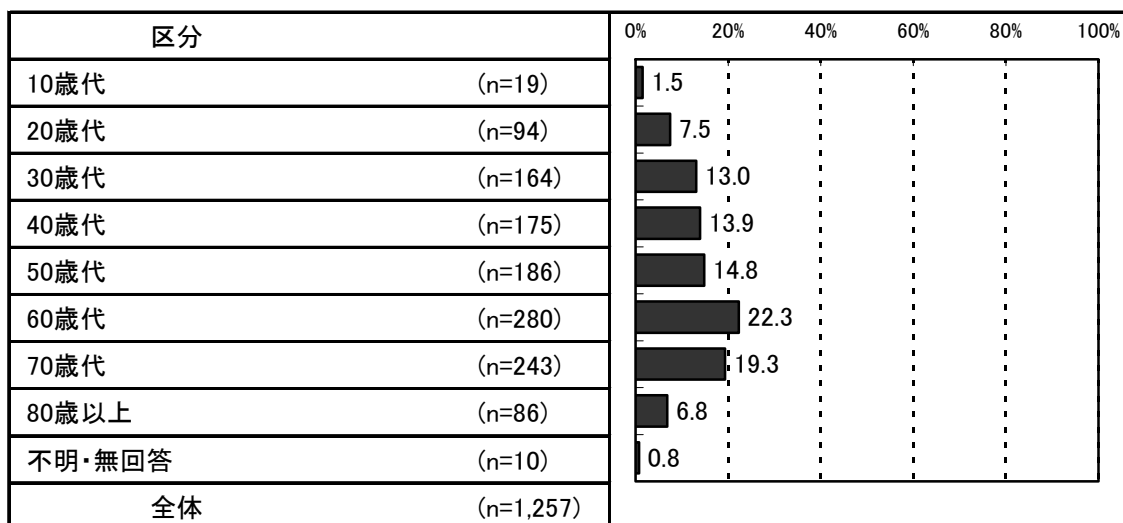
本市の人口構成比と比較して、アンケート結果の人口構成比では、高齢者が多くなっている

■性別



※図表中の「N」とは、集計対象者実数（あるいは該当対象者実数）をさしています。

■年齢

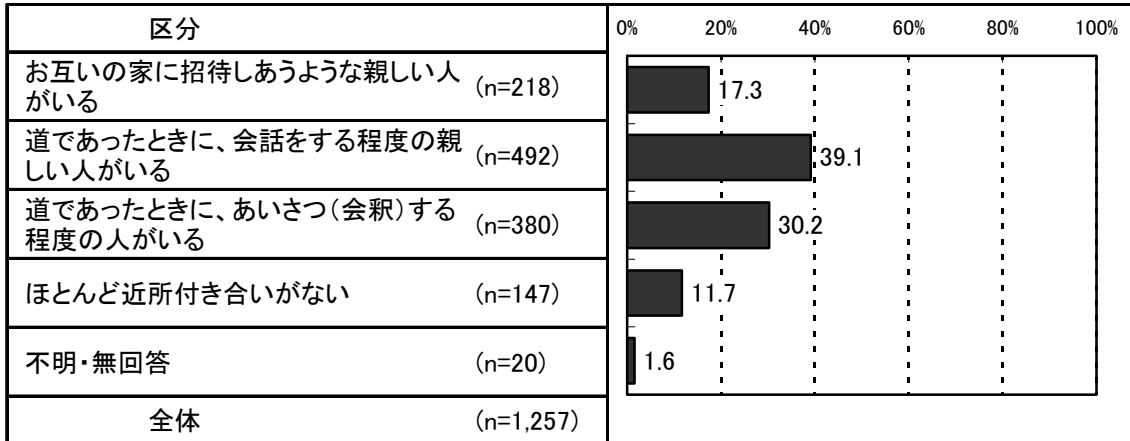




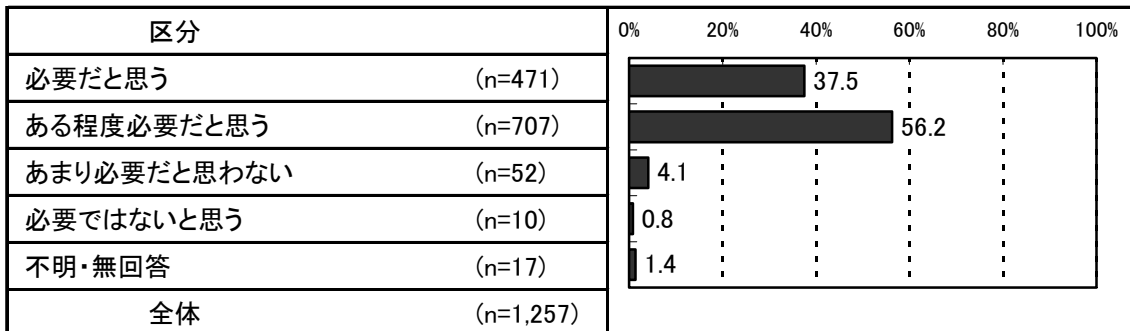
(3) 地域との関わりについて

多くの人何らかの近所づきあいをしており、市民相互の助け合いは必要だと思っている

■近所づきあいの程度



■市民相互の助け合い・支え合いの必要性

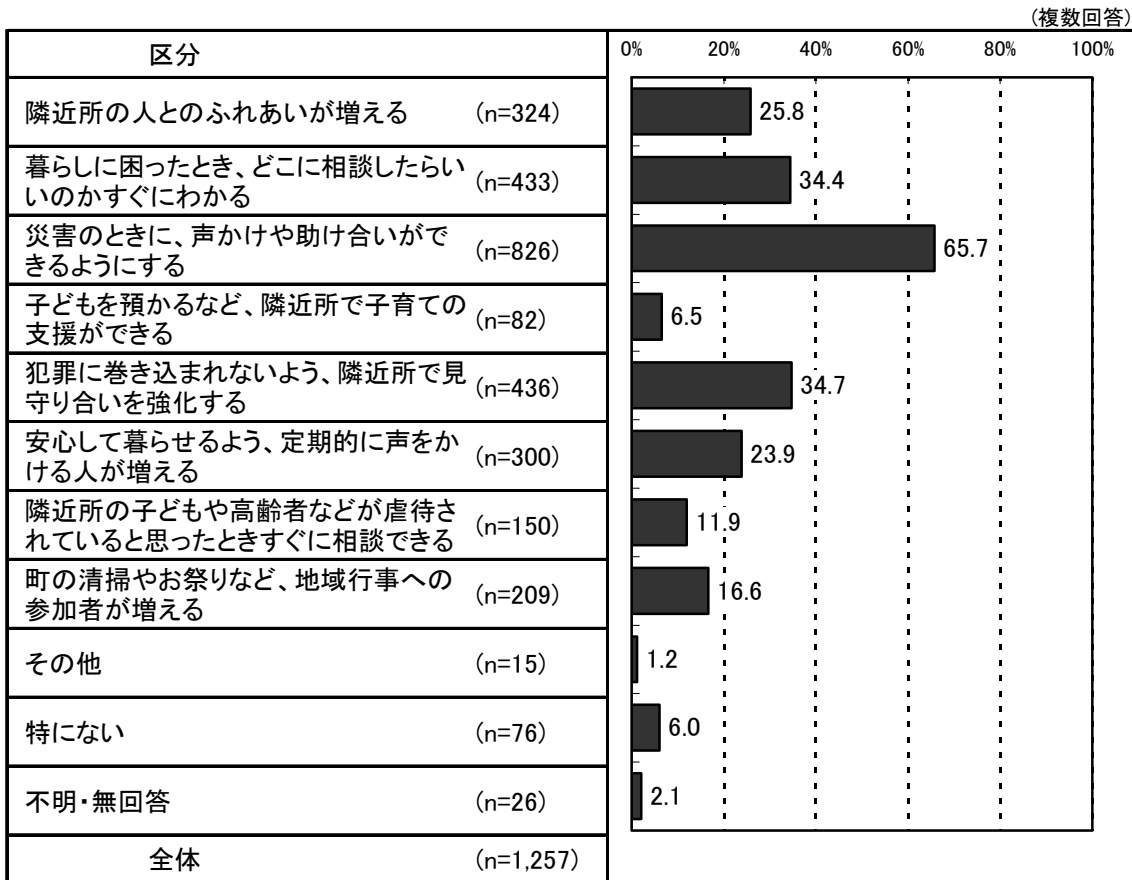




住民が望む地域の姿は

- ⇒ 1位「災害のときに、声かけや助け合いができるようにする」
- ⇒ 2位「犯罪に巻き込まれないよう、隣近所で見守り合いを強化する」
- ⇒ 3位「暮らしに困ったとき、どこに相談したらよいかすぐにわかる」

■地域が「こうなればいい」と思うこと

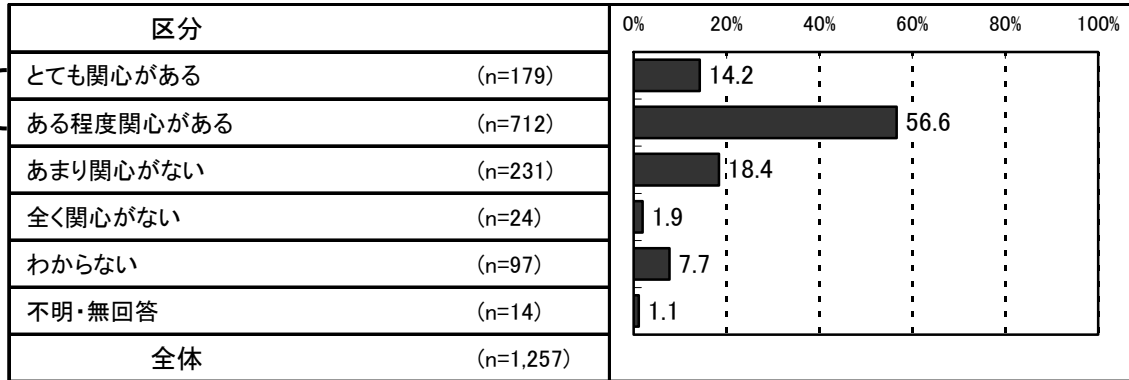




(4) 福祉に関する意識について

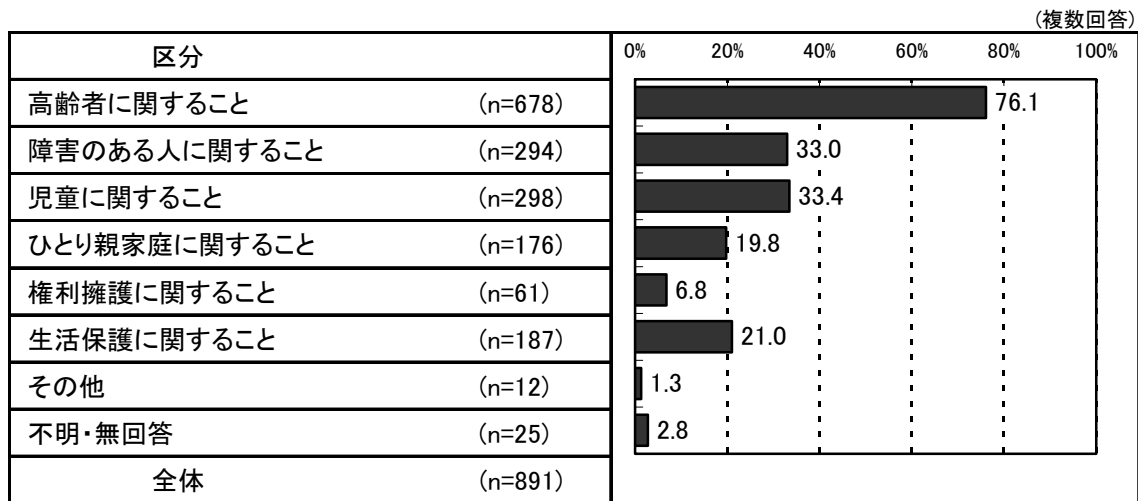
地域の福祉に関心がある人は7割を超えており、関心のある分野としては「高齢者に関すること」が突出して多い

■ 「地域の福祉」への関心



※ 「とても関心がある」「ある程度関心がある」と答えた方に聞きました。

■ 関心がある「地域の福祉」の分野

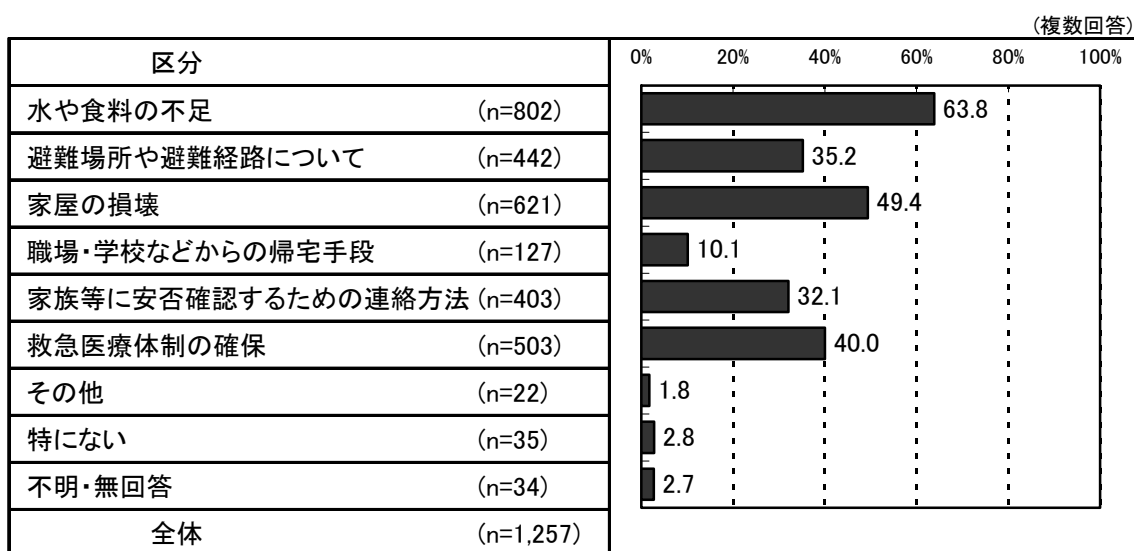




(5) 防災に関する取り組みについて

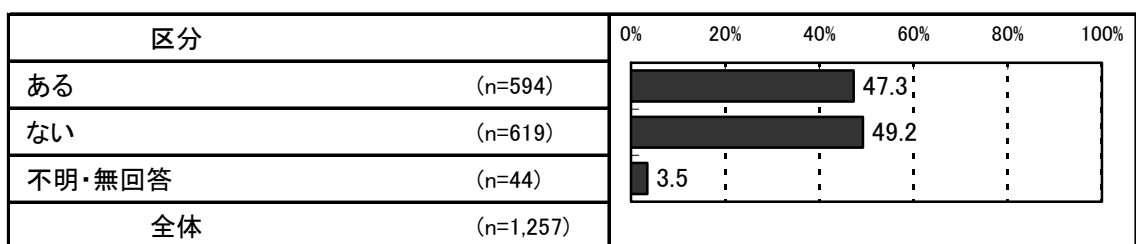
**災害時の対策について、何らかの不安を持っている人は9割超
特に、「水や食料の不足」や「家屋の損壊」において懸念が大きい**

■ 災害時の対策についての不安

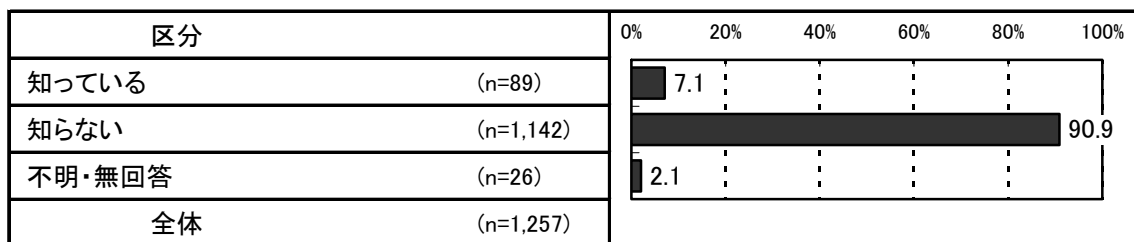


**「守口市防災マップ」を持っている人は約半数
一方、「災害時要援護者登録制度*4」を知っている人は1割未満**

■ 「守口市防災マップ」の保有状況



■ 「災害時要援護者登録制度」の周知度



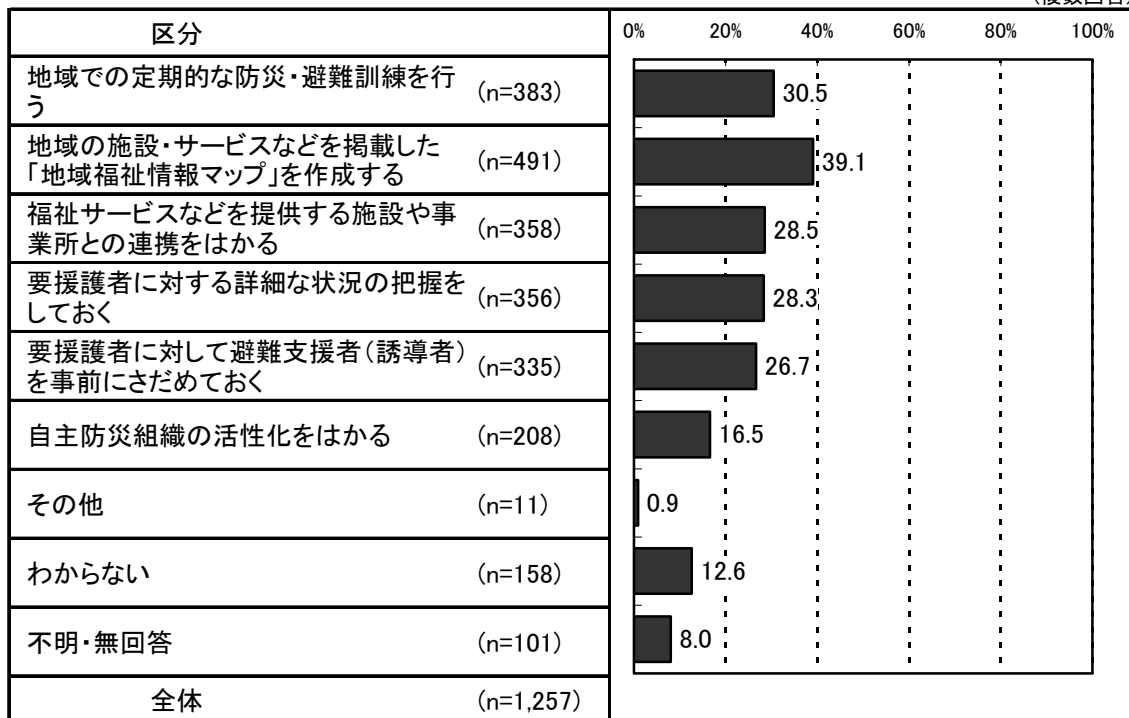


「災害時要援護者」の防災対策で必要なことは

- ⇒ 1位「地域の施設・サービスなどを掲載した『地域福祉情報マップ』の作成」
- ⇒ 2位「地域での定期的な防災・避難訓練の実施」
- ⇒ 3位「福祉サービスなどを提供する施設や事業所との連携」

■ 「災害時要援護者」の防災対策で必要なこと

(複数回答)

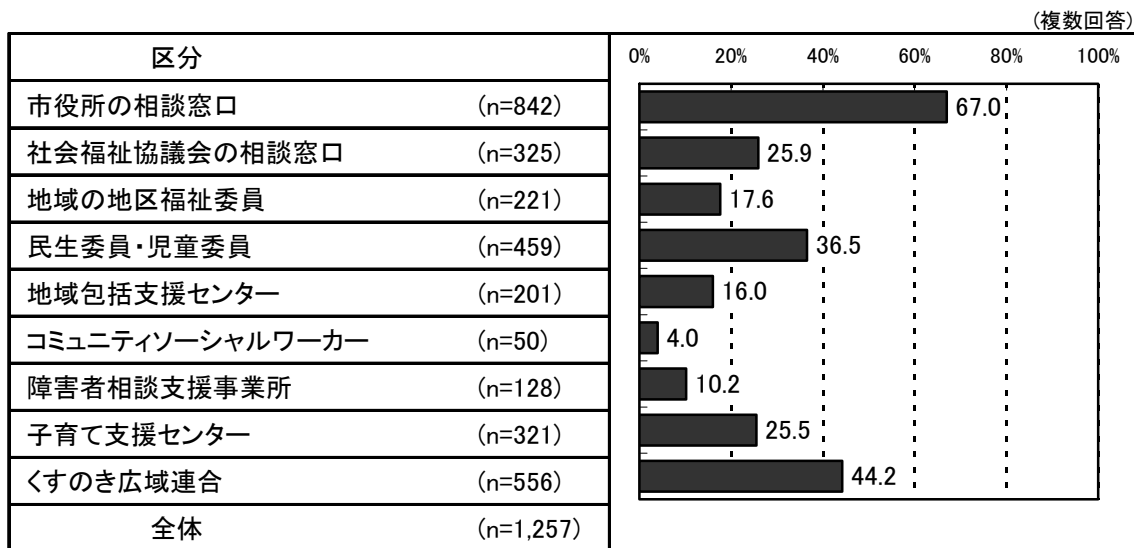




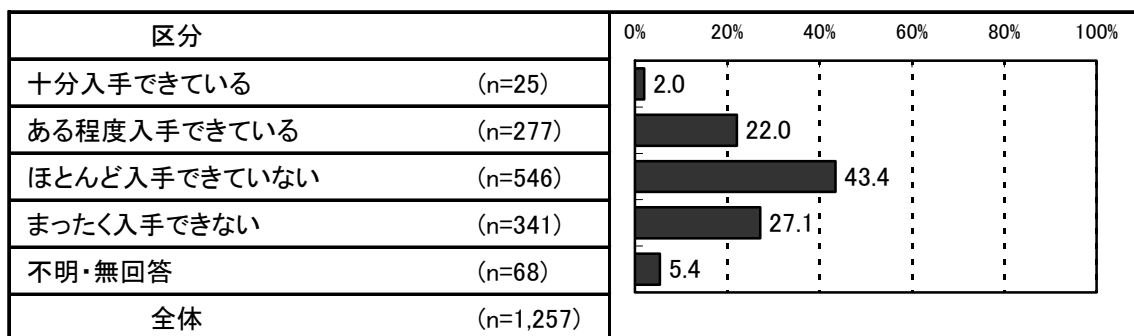
(6) 地域福祉に関わる機関や団体について

周知度は、市役所の相談窓口が半数を超えているが、その他の相談窓口、機関、団体等については5割を大きく下回る
福祉に関する情報の入手状況では、十分に情報を得られていない状況がうかがえる

■ 地域福祉に関わる機関や団体の周知度



■ 福祉の相談窓口や福祉サービス内容などの情報の入手状況





(7) 地域福祉の推進に関することについて

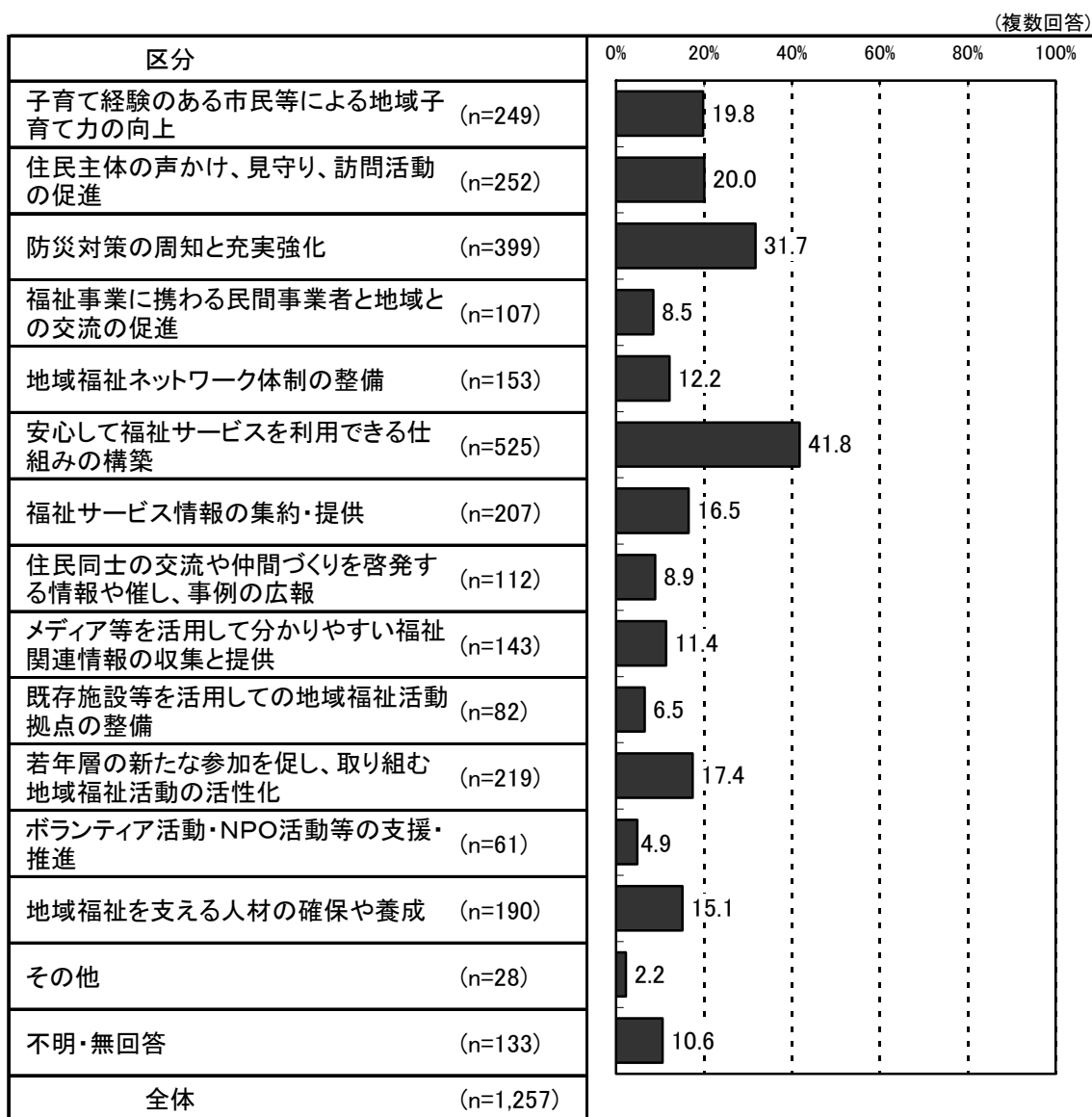
優先して取り組むべきことは

⇒ **1位「安心して福祉サービスを利用できる仕組みの構築」**

⇒ **2位「防災対策の周知と充実強化」**

⇒ **3位「住民主体の声かけ、見守り、訪問活動の促進」**

■ 本計画に向けて優先して取り組むべきこと





4. 本市を取り巻く現状と課題

(1) 統計データからみる現状と課題

人 口

- 高齢者人口（65歳以上）は一貫して増加
- 平成23年10月1日現在、高齢化率は24.2%
⇒高齢化のより一層の進行
- 世帯数は各年で増加
- 1世帯当たり人数が減少し、2.10人（平成23年10月1日現在）
- 高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加
⇒家族単位での助け合う力・支え合う力の減少

要 援 護 者

- ひとり親世帯が大阪府と比較し相対的に多い
- 要介護認定者の増加（H19：5,702人⇒H23：7,080人）
- 障害者手帳所持者の増加（H19：7,976人⇒H23：8,527人）
- 生活保護受給者の増加（H19：4,720人⇒H23：5,469人）
⇒地域の中で助け合い・支え合いを必要とする人の増加

(2) アンケート調査からみる現状と課題

- 相互の助け合いが必要だと思っている人は93.7%
- 特に、高齢者において「必要」の割合が高くなっている
- 地域福祉に関心がある人は70.8%
- 年齢が上がるとともに、地域福祉の関心も増加
⇒地域での福祉活動に取り組みやすい仕組みづくりが必要
⇒高齢者のニーズを把握し、必要な仕組みづくりを検討することが重要
- 防災マップの周知度は47.3%
- 災害時要援護者登録制度の周知度は7.1%
- 相談窓口等の周知度が5割を下回っているものが多い
- 相談窓口やサービスの情報を入手できている人は24.0%
⇒必要な人に必要な情報が届くための取り組みの充実が必要



■今後の地域の望む姿は「災害のときに、声かけや助け合いができるようにする」が65.7%で1位

■次期計画で優先して取り組むべきことは「防災対策の周知と充実強化」が31.7%で2位

⇒災害時に備えた防災対策を十分に検討することが重要

■近所付き合いをほとんどしていない人は11.7%

■特に、男性や若年層において近所付き合いが少なくなっている

■若年層の近所付き合いが少ない理由として、「現在の地域に住み始めて間もない」が多くなっている

⇒地域と関わることができる機会となる活動等の情報提供を行うことが重要

■地域に対する今後の意向は、高齢者・介護を必要とする人がいる家庭・障害がある人がいる家庭において「隣近所の人とふれあいが増える」、乳幼児や小学生のいる家庭では「子どもを預かるなど、隣近所で子育ての支援ができる」「犯罪に巻き込まれないよう、隣近所で見守り合いを強化する」が多い

⇒一人ひとり、または家庭によって異なるニーズへの対応を充実させていくことが重要

■ボランティア活動に参加したことがある人は19.5%

■ボランティア活動に参加するための条件は、女性や10～30歳代は「友人・家族と一緒に参加する」、20～40歳代は「学校や職場でのボランティア活動があれば参加する」が多い

⇒参加するための条件は、個々で異なるためターゲットを絞った取り組みが重要



第3章 計画の考え方

1. 計画の基本理念

地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、 住んでよかったと思える地域の実現に向けて

私たちの地域社会は、第1次計画を策定した平成20年よりも、高齢化や核家族化などともなう要援護者の増加、家族や地域単位での支え合いの希薄化、さらに様々な自然災害に見舞われる状況など、これまで以上に深刻な課題が増加しています。

そのため、第1次計画の基本理念である『地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、住んでよかったと思える地域の実現に向けて』の“共に”といった考え方がより一層重要になっています。

この基本理念の実現に向けて、地域住民や自治会、学校、民生委員・児童委員^{※5}、ボランティア、福祉団体、NPO、社会福祉施設、事業所、医療機関、社会福祉協議会、市など地域社会を構成するすべての力を集め、すべての市民が協働して、本計画に取り組むことが必要です。本計画では、第1次計画の基本理念を踏襲します。

2. 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 福祉サービスを安心して利用できるための仕組みづくり

支援が必要となった時に、適切な情報を迅速に得られ、相談支援や福祉に関するフォーマルサービス・インフォーマルサービスの利用につながるよう取り組みの充実を図ります。

また、それらの支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、権利擁護^{※3}に関する取り組みや各種サービスの質の向上に努めます。

基本目標Ⅱ 地域福祉を生み出す仕組みづくり

地域福祉を推進する上で、基本となる住民同士の支え合いができる環境を整えるために、隣近所の関係性を再構築するためのきっかけづくりや、助け合いのこころの醸成を図ります。

また、地域福祉の取り組みをすでに行っている団体や組織等において、新たな担い手となるように、人材の発掘や育成を行います。

基本目標Ⅲ 地域福祉を育てる仕組みづくり

地域福祉の担い手が活動しやすい環境づくりを進めるために、住民のニーズの把握や課題を整理し情報提供するとともに、既存の取り組みに関する支援や団体・組織の新しいメンバーを確保し、取り組みを持続・充実できるように支援します。



基本目標Ⅳ 地域福祉をつなげる仕組みづくり

地域組織やボランティア、NPO、事業所、社会福祉協議会、市等の交流を促進し、情報の共有や連携・協働できる仕組みづくりを進めます。

また、防災や災害時の取り組み、防犯を進めるために、様々な人や団体、組織等がネットワークを構築し、誰もが安心して暮らすことができるようなまちづくりを進めます。

3. 第1次計画の重点プロジェクトと今後の展望

第1次計画では、重点プロジェクトとして「守口市地域福祉学習会の検討」「災害時要援護者登録制度を軸とした地域福祉の推進」「地域福祉マップの作成」の3つを掲げました。

これらの重点プロジェクトの進捗状況を以下に示すとともに、本計画における新たな方向性についても、再度、明確にすることにより引き続き取り組みを推進します。

守口市地域福祉学習会の検討

- 「地域福祉学習会」の立ち上げへとつながるきっかけになることを目的として、地域福祉に関する課題や現状を多くの市民と共有し、課題解決に向けた実践的な活動をどのように展開していくかについて話し合う「地域福祉市民フォーラム」を開催し、地域福祉に対する市民の意識の啓発を図りました。その結果、一部の地区において「地域福祉学習会」をモデルとした「地域支援ネットワーク連絡会」が結成され、市民が主体となった地域福祉活動の促進に寄与しています。

今後の課題

現段階で、学習会は一部の地区でしか結成されておらず、今後出来るだけ多くの地域で展開していく必要があります。関係機関と連携し、市がきっかけづくりとバックアップを推進できるよう努めていきます。

災害時要援護者登録制度^{*8}を軸とした地域福祉の推進

- 災害時要援護者登録制度の周知や啓発は、市をはじめ地域の实情に詳しい民生委員・児童委員の協力を得て、現在も行なわれています。しかし、今回の計画策定のために実施した市民意向調査の結果からみても、一般的にはまだまだ制度に関して知らない市民のほうが圧倒的に多いのが現状です。

今後の課題

市広報紙等の様々な媒体を活用して、制度の周知に努めていきます。また、一部の地域で実施した出前講座にも今後は積極的に赴き、制度を直接伝えることのできる機会をつくっていきます。



地域福祉マップの作成

- 子育てに関わる地域情報の資料として、地域の公共施設、公園、幼稚園、保育所や子育て支援ガイドを記載した子育てマップは作成したものの、総合的な地域福祉情報を掲載したマップの作成には至っていません。

今後の課題

今回の市民意向調査の結果を踏まえ、今後はマップも含めた地域福祉に関する情報誌や小冊子等の作成を検討し、誰もが分かりやすく安心して福祉サービスを利用できる仕組みを構築していきます。

4. 施策体系

第1次計画の取り組み内容を整理し、誰もが理解しやすいように施策体系を変更しました。

第1次計画
I. 豊かな人間関係のあるまちづくり
1. 地域主体の取り組みの促進
2. 生活課題の発見や把握のための体制づくり
3. 防災における取り組みと連携
4. 民間事業者と地域との交流促進
II. 福祉の生活環境づくり
1. 地域福祉ネットワーク体制の整備
2. 安心して福祉サービスを利用できる仕組みの活用
3. 福祉サービス情報の集約・提供
4. 広報・啓発活動の推進
5. 福祉関連情報の収集と提供
6. 地域福祉活動拠点の確保
III. 人づくりネットワークの推進
1. 地域福祉活動の活性化
2. ボランティア活動・NPO活動等の推進
3. 地域福祉を支える人材の確保・充実

第2次計画
I. 福祉サービスを安心して利用できるための仕組みづくり
1. 情報提供の充実
2. 相談支援の充実
3. 権利擁護の推進
4. サービスの質の向上・利用促進
II. 地域福祉を生み出す仕組みづくり
1. 近所づき合いの再構築
2. 地域福祉のこころの醸成
3. 人材の発掘・育成
III. 地域福祉を育てる仕組みづくり
1. 地域福祉活動への参加促進
2. 地域福祉活動を行っている団体・NPO等への支援
IV. 地域福祉をつなげる仕組みづくり
1. 地域と行政のネットワークの充実
2. 防災・防犯体制の充実



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 福祉サービスを安心して利用できるための仕組みづくり

(1) 情報提供の充実

福祉サービスが多様化する中で、利用者自身や家族が福祉サービスを自ら選択できることが必要となっています。利用者が自分に適したサービスを選んで使うには、十分な情報が提供されることが重要であり、市の情報提供機能を高めることはもちろん、地域において福祉情報が得られるようにしていくなど、様々な情報を誰もがどこでも得られるように推進していくことが重要です。

これからの取り組み

①福祉サービス等に関する情報収集・提供

子ども、高齢者、障害のある人などが利用できる、福祉サービスに関する情報を収集・集約します。また、市広報紙、FM-HANAKO、市ホームページやケーブルテレビ等の様々な媒体を通じて、住民にわかりやすい情報提供ができるように努めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
子育てに関する情報収集および提供	市内で実施している子育て情報や子育てのヒント等を掲載した子育てつうしん「もりっこ」や子育てに役立つ公共施設等を記載した「子育てマップ」を発行し、窓口等に設置または市ホームページに掲載していきます。	児童課 子育て支援センター
福祉情報リーフレットの作成	福祉サービス・制度に関する情報や相談窓口・福祉施設の所在を示したマップ等を掲載した小冊子等を作成し、誰もが分かりやすく手軽に情報を得ることができる仕組み構築していきます。	福祉部総務課

②ボランティア等に関する情報収集・提供

ボランティアやNPOの活動を地域福祉やまちづくりに生かせるように、その活動や組織についての情報を収集し、市民に提供します。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
ボランティア団体等に関する情報提供	市社協のボランティアセンターに登録するボランティア団体等について地域に情報提供を行い啓発に努めていきます。	社会福祉協議会
NPO法人等に関する情報提供	市内に設立するNPO法人等に関する事業内容や活動について市ホームページで掲載し、NPO法人の設立や運営について情報提供を行なっていきます。	市民生活課



③直接伝えることができる機会を活用した情報提供

各種講座や教室の開催など、直接、市民に対して情報提供をできる機会を活用し、地域福祉についての周知・啓発を行います。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
出前講座の充実	福祉について学習する機会をより多くの人に提供できるよう、講座内容の一層の充実と周知に努めていきます。	各担当課

④地域福祉の担い手への情報提供

地域福祉を支える、民生委員・児童委員、地区福祉委員^{※6}、公民館地区運営委員^{※7}等の地域活動に携わっている人や団体への福祉関連情報を提供します。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
民生委員・児童委員協議会等への情報提供	毎月定期的に行われる会議にて最新の福祉関連情報を提供し、必要に応じて地域の地区福祉委員や町会・自治会等へ周知してもらうよう要請してまいります。	福祉部総務課 社会福祉協議会

(2) 相談支援の充実

市民が抱える課題や問題を早期に発見し、深刻な事態におちいる前に適切に対応するためには、専門的な相談支援体制のほかに、気軽に相談することができる場が必要です。

そのため、各種相談窓口の周知を図るとともに、身近な地域で気軽に相談をすることができ、相談内容によっては専門機関など、最適な相談機関へのつなぎができるよう総合的な相談支援体制の充実を図ることが必要です。

これからの取り組み

①相談窓口の対応の充実

行政やサービス提供機関における相談窓口では、福祉サービスに関する様々な相談や苦情などを受け付け、迅速かつ適切に対応するなど、サービスを円滑に利用できるように相談対応の充実を図ります。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
相談窓口のネットワークの推進	必要に応じて、相談内容等について関係機関と情報を共有し、問題解決に向けて連携を深め、対応の充実に努めていきます。	各担当課 社会福祉協議会
職員の接遇向上	窓口担当者の接遇向上のために、研修や啓発を充実し、気軽に相談できる環境づくりに努め、職員のスキルアップを目指します。	人事課 各担当課



②地域の相談員の活用

民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー^{※8}など、地域における身近な相談員を紹介し、地域福祉の担い手の積極的な活用を図ります。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
心配ごと相談事業	日常における悩みや福祉制度等に関する相談に応じるため、民生委員・児童委員が相談にのっていきます。	福祉部総務課 社会福祉協議会
コミュニティソーシャルワーカー相談事業	援護を必要とする高齢者、障害のある人、ひとり親家庭等の福祉の向上と自立生活を支援するコミュニティソーシャルワーカーが、暮らしに関わる様々な問題を解決できるように相談に応じていきます。	福祉部総務課 社会福祉協議会
「こんにちは赤ちゃん」訪問運動（乳児家庭全戸訪問事業）	地域の民生委員・児童委員が生後4か月程度の子どもがいる家庭を訪問し、子育て中の母親・父親の不安や悩みを聞いたり、地域で孤立しないよう子育てに必要な情報を提供し支援していきます。	健康推進課 社会福祉協議会

③専門の相談窓口の活用

市民のニーズに合わせて、地域包括支援センター^{※9}や障害者相談支援事業所^{※10}、児童課相談係、子育て支援センター^{※11}など、福祉に関する専門の相談窓口を紹介し活用を図ります。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
高齢者相談支援事業	地域包括支援センターにおいて、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなぐ等の支援を行っていきます。	高齢介護課
障害者相談支援事業	障害のある人が、身近なところで、福祉制度や障害福祉サービスについての情報を提供され、「自己選択」・「自己決定」によるサービス利用のための支援を受けられるよう、相談支援事業者のさらなる確保と連携の強化、支援力の向上を図っていきます。	障害福祉課
家庭児童相談事業	0歳から18歳になるまでの子どもに関する問題や悩み、虐待等についての相談を面談、電話、訪問で実施します。また、定期的な訪問による見守り等も行っています。	児童課
子育てに関する相談（0歳～就学前）	0歳～就学前の子育ての悩みや不安の軽減に向けて、電話・来館・メールによる相談を実施してきます。（ただし、公立保育所はメールでの相談は行なっていません。）	児童課 子育て支援センター 保育課



④相談員の質の向上

民生委員・児童委員などに対して、活動に即した研修の機会を提供するとともに、地域福祉に関連した情報提供を行うことにより、相談員の質の向上や活動環境の向上を図ります。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
民生委員・児童委員協議会活動の充実	毎月定期的に行われる会議にて、諸問題の協議・検討と報告を行うとともに、定期的に福祉制度等に関する研修会を開き、活動の充実を図っていきます。	社会福祉協議会 福祉部総務課

(3) 権利擁護^{※12}の推進

高齢者や障害のある人をはじめ、すべての市民の人権が尊重されることは、最も大切なことです。また、近年、高齢者、障害のある人および子どもへの虐待などが問題となっています。

支援の必要な人が自らの権利を守るための制度を円滑に利用できるよう、事業や制度の周知を図るとともに、虐待の防止に関する啓発を進め、適切に対応できる体制の整備を行っていくことが重要です。

これからの取り組み

①制度の周知と利用促進

あらゆる機会を通じて、日常生活自立支援事業^{※13}、成年後見制度^{※14}の普及に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう制度の利用促進を図ります。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
権利擁護のための制度の利用促進	社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（もりぐち／さぼーと）および成年後見制度の周知・啓発に努め、関係機関と連携を図りながら、対象者の状況によってきめ細かい訪問指導等を行い、制度の利用促進に取り組んでいきます。	高齢介護課 障害福祉課 社会福祉協議会
障害者権利擁護への取り組み	障害のある人に対する差別の禁止・虐待の防止への取り組みを進めます。また、知的障害や精神障害等により判断能力に不安のある人の財産管理や福祉サービスの利用等が適切に行われ、その権利が擁護されるよう、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業についての周知と利用支援を図っていきます。	障害福祉課 人権室



②制度に関する職員研修と利用支援

日常生活自立支援事業、成年後見制度を必要とする人が、安心して利用することができるように、職員研修を行い、制度の習熟を図るとともに利用の支援に努めます。また、今後、成年後見制度を利用する人の増加が見込まれることから市民後見人制度^{*15}について十分な調査・研究のうえ検討していきます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
福祉課題や制度等に関する研修会や講習会の実施	市民および職員を対象に、様々な福祉課題に対する意識向上のため、研修会や講習会を実施していきます。	人事課 各担当課

③権利擁護の体制整備

子どもや高齢者などの虐待等に迅速に対応するため、虐待に関する相談窓口などについて市民に広く啓発を進めるとともに、虐待事案が発生した場合には、関係機関が連携し適切に対応します。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
虐待に対する理解の普及・啓発	児童虐待防止法や高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の趣旨を踏まえ、虐待に対する正しい理解が図れるよう、市民への周知・啓発を行います。	児童課 高齢介護課 障害福祉課 人権室
守口市児童虐待防止地域協議会の開催	代表者会議や実務者会議等を開催し、府中央子ども家庭センターや府守口保健所等、関係機関と連携を密にするとともに児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めていきます。	児童課
児童虐待早期発見のための研修会の実施	学校・園での研修に加えて、保育士・教職員・福祉・医療・保健・警察等関係機関や市民に対して、児童虐待早期発見のための啓発や研修を進めていきます。	児童課
高齢者虐待防止ネットワークの構築	虐待の早期発見・早期対応に向け、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、介護保険サービス事業者等との連携体制の強化を図り、高齢者虐待防止ネットワークの構築に努めます。	高齢介護課
障害者虐待防止センターの充実強化	障害者虐待防止法に基づき、市は「障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待に関する通報、相談を受け付け、虐待の恐れのある障害者及び養護者に対して、相談、指導、助言を行っていきます。	障害福祉課
孤独死防止の推進	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民間事業所等と連携を図り、対象者の把握に努め、実際に訪問した際に、対象者に変化があれば適切な対応が出来るよう、声かけ・見守りの体制を強化していきます。	各担当課



(4) サービスの質の向上・利用促進

社会情勢の変化にともない、福祉に対するニーズは多様化、複雑化しています。住み慣れた地域で生活するためには、福祉サービスが必要になったときに、サービスの選択を適切に行うことができるとともに、必要とするサービスの質や量が十分に確保されることが必要です。

また、福祉関係者・従事者においては、これまで以上に幅広い知識や専門的な援助技術などの力量が求められています。

これらのことから、福祉サービスの質の向上や量の確保に努めることにより、安心して利用できる福祉サービスの提供に努めることが重要です。

これからの取り組み

①サービスの提供における質の向上

大阪府や関係機関と連携し、福祉制度や法律等の専門的な研修会、講習会を設けることにより、福祉関係者・従事者が知識を取得する機会を増やし、市民に提供できるサービスの質の向上に努めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
福祉サービス利用者の苦情解決のための対応	福祉サービスの利用に際して、市民が不利益な扱いを受けた場合の苦情を解決するための機関や仕組みについて、利用者への周知を図り、必要に応じその利用を支援し、市民が、より安心してサービスが利用できるように努めます。	各担当課
サービス提供事業者に対する研修	福祉サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、大阪府が実施するサービス管理責任者等に対する研修について、事業者へ情報提供し受講を働きかけるとともに、市内事業者を中心に市民にサービス提供している事業者に対して、市独自の研修機会を設けるなど、サービスの質的向上を図ります。	各担当課

②職員の地域福祉に関する意識の向上

地域福祉に関わる庁内関連部署の連携体制を密にして、地域福祉に関する問題や課題を関連する職員が共有し、職員の地域福祉に対する意識の向上を図ります。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
庁内連携、窓口業務の充実	行政サービスの問い合わせや相談等で来庁した住民が目的にあった窓口に行けるようにするとともに、必要に応じて他部局への引継ぎ等を円滑に行なえるよう、庁内連携や窓口業務の充実に努めます。	各担当課
福祉課題や制度等に関する研修会や講習会の実施（再掲）	市民および職員を対象に、様々な福祉課題に対する意識向上のため、研修会や講習会を実施していきます。	人事課 各担当課



基本目標Ⅱ 地域福祉を生み出す仕組みづくり

(1) 近所づき合いの再構築

核家族化の進行、生活様式の変化等により、近所づき合いが希薄化しています。一方、地域の中で、あるいは隣近所でお互いに支え合い、助け合って生活できる関係を再構築することも求められています。そのため、地域の助け合いの重要性について啓発していくとともに、すべての人が地域を通じて交流できる場などを設け、身近なところでのつながりを強めていく必要があります。

これからの取り組み

①交流活動等の推進

地域住民等が連携して実践する仲間づくりや、交流活動などの支え合いの仕組みを構築していきます。また、地域における日常の助け合いや交流活動が進むように、さまざまな地域福祉活動などの事例収集や広報・啓発に努めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
子育て世代の交流の場づくり	公民館では、あそぼう広場や子育て勉強室等を定期的に開催し、親の学習機会の提供や交流を深めていく機会づくりを促進していきます。	各公民館
	公立保育所では、毎月子育て支援交流活動を開催し、親子・親同士の交流の充実を図っていきます。園庭で一緒に遊んだり、季節に応じた遊びを楽しむことによって、育児不安や負担感を軽減することを目的としています。	保育課
	子育て支援センターでは、子育て中の親が、孤立感に陥ることなく子育ての喜びを分かち合うことができるよう、地域の中で親同士が交流したり、子育てに関する相談について話ができる場を設定し、必要な時に必要な情報を得ることができる環境づくりを構築していきます。また、関係機関等との連携協力を図りながら、守口市子育て支援センター運営委員会を開催し、子育て支援センターを効果的・効率的に運営していけるよう努めていきます。	児童課 子育て支援センター
地域での世代間交流の促進	学校やさんあい広場等の行事を通じて、高齢者が子どもたちに豊かな経験を伝承し、子どもたちとの交流を図ることを目的として、市と地域住民が協働し推進していきます	高齢介護課
	保育所（園）では、児童が障害者や高齢者の福祉施設へ行って交流を深めたり、高齢者の豊かな経験や知識を楽しく学習する機会をつくっていきます。	保育課



(2) 地域福祉のこころの醸成

社会の変化や少子高齢化、家族形態の多様化が進み、地域での交流が減少してきていることから、人と人との心のふれあいを通して、思いやりやいたわりの心をはぐくむ人権教育の機会が必要となっています。支え合い・助け合いの心を醸成するため、あらゆる世代を対象とした広報・啓発活動を行うとともに、学習機会を提供し、人権教育を充実する必要があります。

これからの取組み

①人権尊重の普及・啓発

人権尊重に対する意識の高揚を図るため、関係機関と連携して、地域福祉に関連したテーマによる人権教育・啓発を図ります。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
人権に関する理解の促進	市民および職員を対象に、高齢者や障害のある人、子どもなどの人権について理解を深め、さまざまな人権課題に対する意識向上のための講演会や研修会を実施していきます。	人権室 人事課
	保育所(園)、幼稚園、小・中学校では、発達段階に応じて、あらゆる教育活動の中で、いじめ等の人権侵害の発生を防ぎ、差別の根絶を目指すことを目的に、様々な人権問題を正しく理解し、認識を深めるための教育に取り組んでいきます。	保育課 教育・人権指導課

②交流機会におけるこころの醸成

障害のある人と一般市民がつどい、お互いを理解する機会を設けます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
就労体験の推進	障害のある人の就労への移行を支援するため、老人ホームや民間事業所、市役所等で、職場実習・訓練等を行なうことを推進していきます。また、障害のある人が働くことについて、市民や市職員が理解を深めるように取り組んでいきます。	障害福祉課
障害者理解促進事業の推進	「障害のある人」や「障害」に対する市民の正しい理解と認識を深める取り組みを行っていきます。障害のある人もない人も「共に生きる社会」の実現に向けて、市民の理解と協力が得られるよう広報・啓発活動を推進していきます。	障害福祉課 人権室



(3) 人材の発掘・育成

地域活動を継続的に担っていくには、新たな人材の確保と組織づくりが必要不可欠となっています。これからは、生活全般にわたる住民の福祉ニーズに対応できる体制を地域で確立していく必要があります。そのためには、行政やサービス提供事業者だけでなく、ボランティア・関係団体等、様々な人々の協力・連携の中で、住民一人ひとりが自らの役割を認識し、それぞれの責務を果たすことが必要となります。

市民のボランティア活動への参加意欲を実際の活動につなげるため、より一層、ボランティアの育成に努める必要があります。

これからの取り組み

①新たな担い手の発掘・養成

新たに地域福祉の担い手となって活躍できる人材の発掘や養成を行うために、市や関係機関等が実施する養成講座などに関する情報提供に努めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
福祉人材の育成	訪問介護員2級課程養成研修会や介護講習会等の市民受講の啓発を図り、福祉人材の育成・確保に努めます。	社会福祉協議会
手話奉仕員養成講座の開催	市民の手話に対する関心を高め、身近な地域の中に手話のできる人を増やしていくため、手話奉仕員の養成講座を毎年開催しています。平成18年度からは、大阪聴力障害者協会に委託して実施しています。	障害福祉課
子育てサークル・子育てボランティア等の育成・支援	子育てサークルの交流会を行い、また必要に応じて助言を行っています。また、子育てボランティアの養成とスキルアップのため、講座・講習会や交流会を行っています。	児童課 子育て支援センター

②NPO^{*1}法人格の取得、コミュニティビジネス^{*7}への発展支援

多様な福祉活動をしている組織が、NPOの法人格を取得したり、これまで行ってきた事業をコミュニティビジネス^{*16}に発展していけるよう支援に努めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
NPO法人の設立認証等の実施・支援	NPO法人の設立認証等を行ない、地域の社会福祉資源として自立した活動ができるように、活動・交流の場や情報提供などの支援を行います。	市民生活課



基本目標Ⅲ 地域福祉を育てる仕組みづくり

(1) 地域福祉活動への参加促進

ボランティアや助け合いについて関心が高い市民が、確実に情報を得ることができ、地域の福祉活動に参加できる環境を整えることが重要です。

また、そのような人たちの「ボランティア活動に参加したい」というニーズと「ボランティアをしてほしい」というニーズをうまくつないでいく仕組みが求められています。

これからの取り組み

①ボランティア活動の活性化

市民が地域福祉活動へ気軽に参加することができるように、地域福祉に関するニーズ等の情報収集を充実させ、各種媒体を通じ活動に関する情報提供を行うとともに、住民同士の助け合い、支え合いを支援します。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
ボランティア登録事業の実施	ボランティアセンターを中心として、団体・個人の単位でボランティア登録を受け付け、ボランティアの確保と質の向上に努めます。	社会福祉協議会
ボランティア養成講座の実施	ボランティア基礎講習をはじめ、災害ボランティアのシュミレーション訓練等を開催し、地域福祉の重要な担い手として期待されるボランティアの育成を図っていきます。	社会福祉協議会
	障害のある人への理解を深め、社会を構成している一員として互いに支え合うことのできる意義を学び、ボランティア活動への関心と態度を養うことを目的として、ボランティア体験およびボランティア養成講座の開催に努めていきます。	障害福祉課

②地域組織の活性化への支援

地域活動への参加者を広げる取り組みや地域組織への若年層の新たな参加を促す取り組みへの支援に努めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
若年層のボランティア活動への参加促進	若い世代のボランティア活動への新たな参加を促すため、大学や福祉施設等と連携をし、参加のきっかけづくりと継続した活動を行なうことができる仕組みづくりを検討していきます。	福祉部総務課 社会福祉協議会



(2) 地域福祉活動を行っている団体・NPO等への支援

新たな地域福祉の担い手を養成・確保するだけでなく、すでに地域において活動を行っている団体等が、疲弊することなく継続的に活動を行っていただけるように支援することが重要です。

これからの取り組み

①地域福祉の担い手への研修の充実

地域福祉の担い手に対しては、他の行政機関や社会福祉法人等と連携して、新たな課題への対応やより専門的な対応を可能にするための支援を行います。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
市民協働推進事業の推進	市内で活動するNPOやボランティア団体、自治会・町会などの地域組織、そして時には市職員を交えた研修会、講習会を開催していきます。	市民生活課
民生委員・児童委員としてのスキルアップ	民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手として一層活躍できるよう、研修体制の強化を図り、個々のスキルアップを支援していきます。	社会福祉協議会 福祉部総務課

②地域福祉活動拠点の確保

主体的な力による地域福祉活動を円滑に進めるため、公的施設等の既存施設の有効活用を検討することにより、地域福祉活動の拠点の確保に努めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
公的施設等の有効活用	公共施設等の見直しを図る中で、福祉目的の利用も可能となるよう検討していきます。	福祉部総務課

③担い手への情報提供・情報共有の場づくり

地域福祉の担い手が主体的にかつ円滑に活動できるように、活動に関連する情報提供に努めるとともに、活動を行っている担い手同士の交流の場づくりに努めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
ボランティア団体の交流促進	個々のボランティア団体の活性化と継続性を支援するとともに、ボランティア連絡会やボランティアフェスティバルを開催し、団体間の交流を促進していきます。	社会福祉協議会



④既存の活動に関する支援

民生委員・児童委員や地区福祉委員などによる訪問活動や、子どもの安全・安心を図る「声かけ隊」「見守り隊」活動、老人クラブ連合会が実施する「友愛訪問活動」など、地域を主体とした見守り活動等の支援に努め、相互の連携を図ります。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
小地域ネットワーク活動(もりぐち/ねっと輪〜く)の充実	見守りや声かけ、配食等の実施や安否確認、グループ援助活動による地域情報の把握など、社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動(もりぐち/ねっと輪〜く)の拡充と強化をはかるとともに、地域における助け合い活動がさらに推進されるよう支援していきます。	社会福祉協議会
地域支援ネットワーク連絡会の開催	地域の様々な生活課題を共有し、福祉ニーズに対応するため、地域包括支援センターを中心に、民生委員・児童委員、地区福祉委員、老人クラブ、行政機関で構成される地域支援ネットワーク連絡会を各ブロックで定期的で開催し、情報交換等の機会の充実に努めていきます。	高齢介護課 福祉部総務課



基本目標Ⅳ 地域福祉をつなげる仕組みづくり

(1) 地域と行政のネットワークの充実

地域には様々な地域福祉の担い手が存在し、それぞれが団体等の目的に沿った活動をしています。しかし、福祉ニーズの多様化や複雑化が進むにつれ、単独の担い手や団体だけでは解決が難しい問題もでてきています。そのため、担い手同士が相互に連携を進め、迅速にかつ適切にケースごとに対応していく必要があります。一方、連携や協働での取り組みを進めるためには、行政が中心となって、担い手同士をつないでいくことが重要であることから、様々な団体や関係機関、行政などを含めたネットワークを構築することが重要です。

これからの取り組み

①ニーズに応じたネットワークの整備

各種の地域福祉資源を結ぶ取り組みとして、社会福祉協議会がボランティアセンターを設けているほか、市ではコミュニティソーシャルワーカー事業を実施しています。今後はこうした取り組みをより体系的に整備し、関係機関、ボランティア、市民活動団体、NPO等とのより緊密な連携を深め、誰もが必要とする相談やサービスを速やかに受けることができる総合的なネットワーク体制を構築できるように努めます。

■主な関連事業

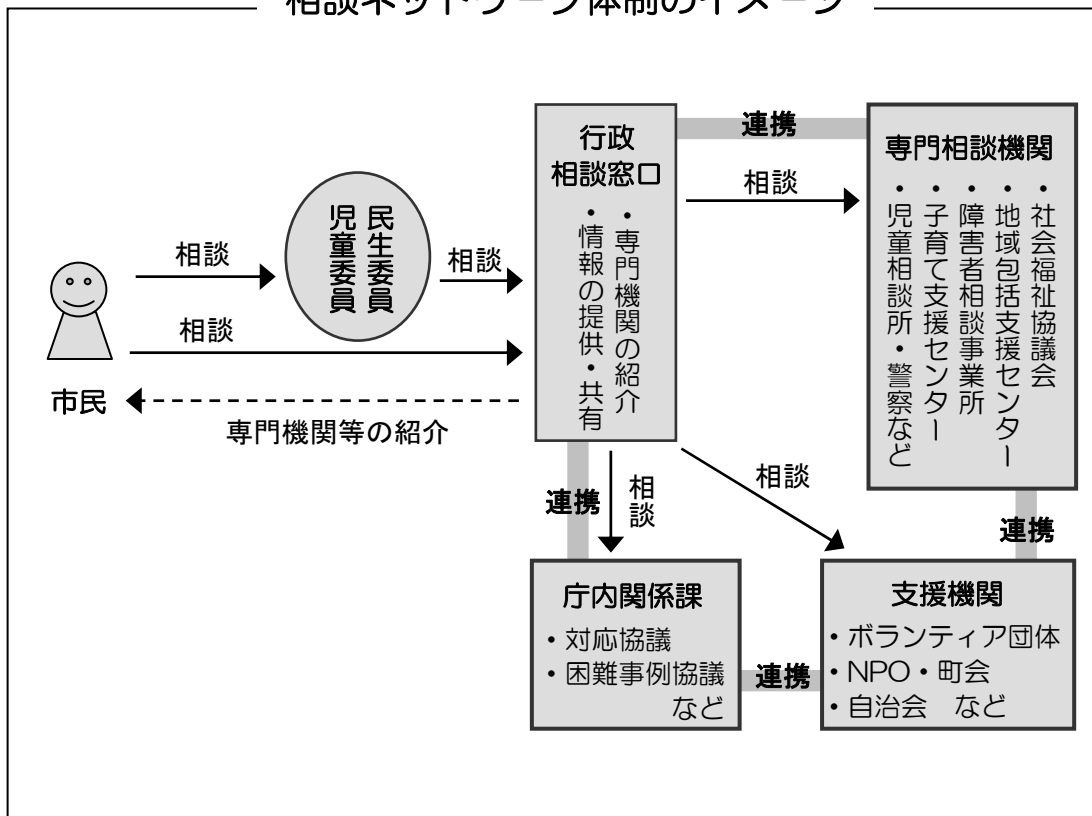
事業名・取組名	内容	担当部署
相談ネットワーク体制の構築	民生委員・児童委員が担う心配ごと相談やコミュニティソーシャルワーカー等の身近な、地域包括支援センター等と連携を図り、市民が利用しやすい相談窓口の総合化を検討していきます。	福祉部総務課
保健・医療・福祉の連携	後期高齢者医療および福祉医療窓口業務時等に、その人にあった福祉サービスの提供や福祉に関する相談に応じることができるよう、個人情報の保護に配慮しながら、関係課との連携を図っていきます。	高齢介護課 障害福祉課 医療助成課 健康推進課
中学校校区連携推進協議会(すこやかネット)の活動推進	保育所(園)、幼稚園、小・中学校、PTA、公民館、青少年育成団体等、地域の幅広い人々が構成員となり、子どもたちを取り巻く様々な課題に学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいきます。	教育・人権指導課 児童課 保育課
地域支援ネットワーク連絡会の開催(再掲)	地域の様々な生活課題を共有し、福祉ニーズに対応するため、地域包括支援センターを中心に、民生委員・児童委員、地区福祉委員、老人クラブ、行政機関で構成される地域支援ネットワーク連絡会を各ブロックで定期的に行い、情報交換等の機会の充実に努めていきます。	高齢介護課 福祉部総務課



地域における連携のイメージ



相談ネットワーク体制のイメージ





②市と社会福祉協議会の連携や役割分担による地域福祉の充実

社会福祉協議会は、地域に根ざした地道な活動の中で、市の地域福祉を担ってきました。今後とも、市と社会福祉協議会は車の両輪となって自主的、主体的な地域福祉活動を促進させるため、連携を深め互いの役割分担を明確にする中で、さらに効果的な事業のあり方等について検討していきます。また、社会福祉協議会が策定した「もりぐち地域福祉活動計画」に基づいて同協議会が実施する事業の支援に努めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
「もりぐち地域福祉活動計画」の推進	地域の福祉課題を解決するにあたり、地域住民やボランティア団体、サービス事業者とともに、活動計画を推進する場（プラットフォーム）に参画し、取り組みを進めていきます。	福祉部総務課 社会福祉協議会

(2) 防災・防犯体制の充実

近年、全国各地で発生した地震、台風、大雨等の自然災害は、甚大な被害を及ぼしました。地域のつながりや助け合いを強めていく中で、近隣同士の見守り、声かけなどの交流を促進し、市民が家庭や地域において日ごろから災害に備えるよう意識啓発することが、災害に強い地域にすることにつながっていきます。このようなことから、市として自治会・町会や自主防災組織^{※17}の活動および組織結成の支援に努めるとともに、市民との協働のもと、個人情報の保護に十分配慮しながら、災害時要援護者対策を進める必要があります。

また一方では、高齢者や障害のある人を中心に消費者被害が発生しており、日々寄せられる相談が複雑・多様化しているため、犯罪のないまちづくりに向けて、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域における相談体制の充実と予防活動にも取り組んでいます。

これからの取り組み

①防災対策の周知

災害時の対応策や連絡網などの充実を図るとともに、防災マップ等を活用し、避難場所や災害時の対応についての周知を徹底します。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
防災訓練の実施	防災意識の向上と災害時における連携体制の強化を目的として、自主防災組織や町会・自治会、関係機関等の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施していきます。	危機管理課



②災害時における要援護者対策

「守口市地域防災計画」に基づいた地域での取り組みの促進・支援に努め、地域防災力の充実・強化を図ることにより、災害時要援護者を地域で守る取り組みを進めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
災害時要援護者名簿の活用	名簿に登録された個人情報、事前に消防、警察、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団 ^{※18} に情報提供し、災害時には実際に災害救助に従事する社会福祉協議会や町会・自治会へも情報提供していきます。地域ぐるみで要援護者を見守る体制を築き、災害時には共に避難をするなどの支援に活用していきます。	福祉部総務課 危機管理課

③災害時要援護者登録制度の充実

「災害時要援護者登録制度」については、本制度の周知を図るとともに台帳への登録を推奨します。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
災害時要援護者登録制度の推奨	地域の事情に精通している民生委員児童委員協議会を通じて、高齢者や障害のある人を中心に制度の周知を行い、市広報紙やFM-HANAKO、市ホームページでも制度の周知を図っていきます。また、要請があれば、直接現地へ赴き、制度についての出前講座等を行っていきます。	福祉部総務課

④社会福祉施設等との協力

災害時における要援護者などの受け入れや、避難場所の確保のために、社会福祉施設等に協力依頼ができる関係づくりを進めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
福祉避難所の検討	関係機関と協議の上、市民のニーズや必要性を勘案し検討していきます。	福祉部総務課

⑤災害時のボランティア受け入れ体制の整備

社会福祉協議会と連携し、災害時において迅速にボランティアを受け入れることができる体制づくりを進めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
災害時におけるボランティアセンター開設シュミレーション訓練の実施	実際に災害が起きたという想定のもと、ボランティアセンターを開設した際のシュミレーション訓練を行なっていきます。訓練には、初動体制の検証と役割分担や指揮命令系統、資材等の確認を目的としており、他機関とともに課題解消に取り組んでいきます。	社会福祉協議会



⑥防犯に関する取り組みの充実

子どもたちを犯罪や事故等の被害から守るため、警察をはじめ、関係機関・関係団体との連携を深め、地域の防犯活動に活性化を推進していきます。また、高齢者や障害のある人等が、振り込め詐欺、オレオレ詐欺や悪質商法などの被害にあわないよう、消費生活に関する相談体制の充実に努めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
安全パトロール運動（見守り隊・声かけ隊）の推進	防犯委員会や PTA 等の地域ボランティア団体による安全パトロール運動等の自主的な防犯活動を支援し、活動の活性化を支援していきます。	教育・人権指導課 危機管理課
「こども 110 番の家」運動の推進	子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求められることができる「こども 110 番の家」運動を、関係団体等の協力のもと推進していきます。	スポーツ・青少年課
「少年を守る店」運動の推進	それぞれの営業を通じて、青少年の健全な成長をとげるのに必要な環境づくりのため「少年を守る店」運動を、関係団体等の協力のもと推進していきます。	スポーツ・青少年課
消費生活相談事業の充実	消費生活に関するトラブルや苦情等の相談を受け付けています。また、被害を防止するため、さまざまな媒体を通して、相談事例を周知し、情報提供に努めていきます。	消費生活センター

⑦防災・防犯などの情報提供の充実

災害や犯罪の発生状況を迅速に伝えるため、「エリアメール」「緊急速報」の周知や「大阪府警察安まちメール」への登録など、一人ひとりが情報を収集できるよう周知・啓発に努めます。

■主な関連事業

事業名・取組名	内容	担当部署
不審者情報等の防犯情報連絡体制の構築	事案発生時には小・中学校から教育・人権指導課へ連絡が入り、教育・人権指導課から F A X で保育所（園）、幼稚園、小・中学校、危機管理課へ注意喚起を行い、危機管理課から地域の防犯委員へ転送する連絡体制を構築していきます。また、大阪府警の安まちメールの活用もよびかけていきます。	教育・人権指導課 危機管理課



第5章 計画の推進

本計画の基本理念である「地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、住んでよかったと思える地域の実現にむけて」を実現するためには、地域、福祉事業者、社会福祉協議会及び市がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して福祉課題の解決に取り組むことが重要です。

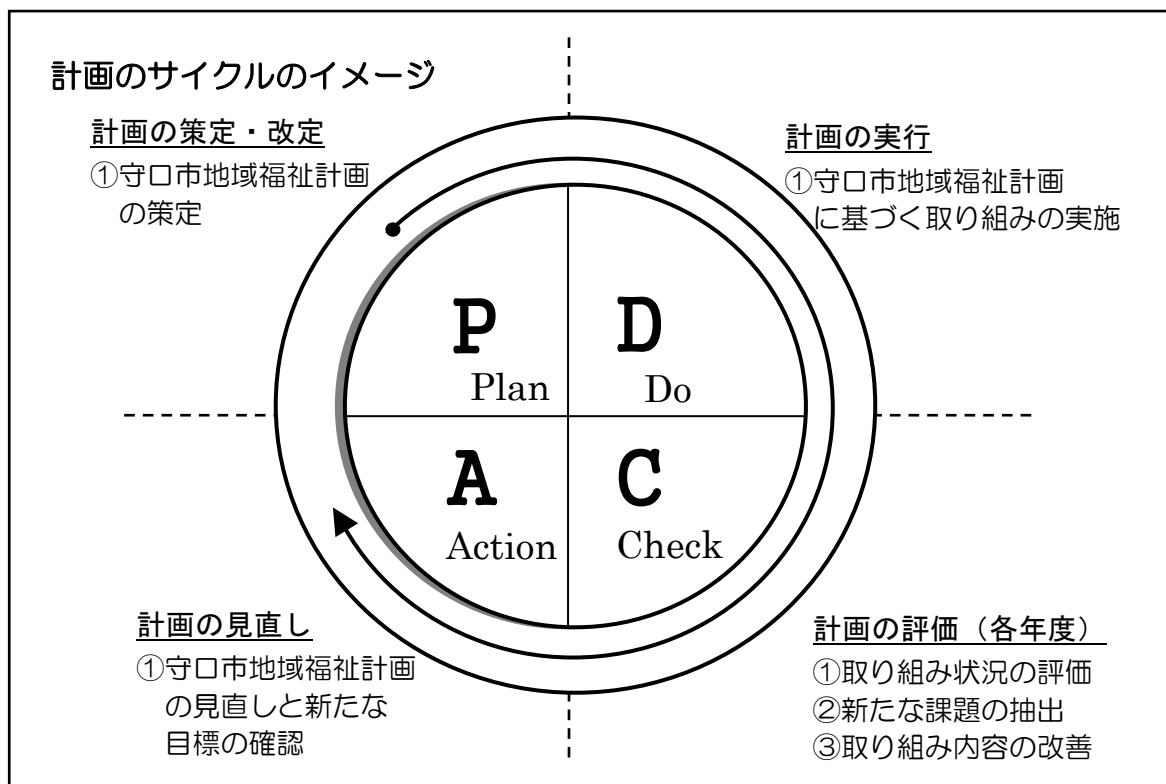
1. 計画の進行・管理

本計画を総合的に推進していくため、市が実施する各種地域福祉施策について、関係部局間の相互の連携・調整を行います。

また、進行管理については、各種地域福祉施策を実施している関係課からの実績報告を受けるとともに、ヒアリング等による課題の抽出など、取り組みの改善に向けて評価を行います。

2. 計画の見直し

本計画は平成 25 年度を初年度とする第2次計画ですが、5年後には本計画の見直しを経て第3次の計画を策定します。計画の見直しに当たっては、住民参加の要素を効果的に取り入れるよう努めます。





資料編

1. 用語解説

※1 NPO（非営利組織）

営利を目的とせずに市民活動や、公共的な活動を行う民間組織です。

※2 くすのき広域連合

保険財政基盤をより強固なものにし、公平・公正な住民本位の介護保険制度を確立するため、守口市・門真市・四條畷市の3市で、介護保険事務を共同処理している広域連合です。

※3 社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

※4 災害時要援護者登録制度

地震や水害などの災害発生時に自力または家族の支援のみでは避難が困難な方が、事前に自分の情報を市へ登録する制度です。登録名簿を市、警察、消防と自主防災組織や消防団、民生委員・児童委員の方々と共有し、災害時における避難の誘導や安否の確認などに活用するものです。

※5 民生委員・児童委員

地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された「民間の奉仕者」です。それぞれ担当地区が決められており、その地域においてさまざまな活動を行っています。民生委員は児童委員をかねています。

※6 地区福祉委員

地域における福祉課題などを自分たちの問題としてとらえ、住民の主体的な参加による活動によって解決を図る自主的な組織です。自治会や民生委員・児童委員、福祉団体や当事者などの関係団体で構成されています。

※7 公民館地区運営委員

公民館の事業の振興に貢献し、市民の教養の向上及び地域における連帯意識の高揚、社会教育関係団体等の連絡調整を図ることを目的に活動しています。また、町会・自治会等の地域団体と連携して、市民の意見を反映したイベントの開催や講習会等を主催しています。

※8 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

援護を必要とする高齢者、障害のある人、ひとり親家庭等の福祉の向上と自立生活を支援するための専門職です。暮らしにかかわるさまざまな問題を解決できるよう支援します。守口市では、2箇所のいきいきネット相談支援センターに配置されています。

※9 地域包括支援センター

地域ケアを展開していく重要な柱として、公正・中立な立場から被保険者に対して①介護予防マネジメント、②総合相談事業、③包括的・継続的マネジメント、④虐待防止・早期発見などを担う中枢機関です。守口市では、6箇所に設置されています。



※10 障害者相談支援事業所

障害のある人やその家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携の下、身近な地域で安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的とする事業所です。守口市では、3箇所に設置されています。

※11 子育て支援センター

子育て不安の軽減に向けて、気軽に利用できる相談窓口や親子交流、情報提供、子育て講座の開催、子育てサークルへの育成・支援等を行う地域の総合的拠点です。

※12 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりや認知症の高齢者、障害のある人に代わって、援助者が代理としてその権利行使を手助けすることです。

※13 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するサービスです。

※14 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」「補佐」「補助」の3類型があります。

※15 市民後見人制度

親族がいない認知症の高齢者、障害のある人等の成年後見人に一般市民が新たな担い手としてなることをいいます。財産管理や法的な契約行為を本人に代わって行います。

※16 コミュニティビジネス

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元する事業の総称です。

※17 自主防災組織

町会や自治会が主体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体です。地域住民が協力して消火訓練、避難訓練等を行ったり、日頃の火災の防止に努めることを目的としています。

※18 消防団

市条例により設置されている地域の奉仕団体です。有事の際に備えて必要な訓練を日頃より行い、火災や地震、台風などの災害発生現場にいち早くかけつけ、地域住民の生命と財産を守っています。